

おんしやく 議会だより



No. 165

平成24年8月

●発行／千葉県御宿町議会

●編集／議会だより編集委員会

●発行責任者／中村俊六郎



6月議会

第2回定例会が開会されました！

～ 本会議での議案審議 ～

平成24年
6月18日・19日
第2回
定例会

一般質問 町長の政治姿勢についてなど6議員が登壇 2P

報告・専決処分・財産の取得・条例の制定、改正
特別会計補正予算・契約の締結について審議、可決しました。 33P

一般会計補正予算(第1号)を否決。一般会計補正予算(第2号)を可決しました。 36P

請願2件を採択。議員発議により、意見書2件について可決しました。 37P

第2回 定例会

一般質問

※一般質問の内容は要約して掲載しています。

今定例会では、6議員が一般質問を行いました。

貝塚嘉軟 議員

町長の政治姿勢について

Q 町長は就任から、三年半になります、町長が町長選に立候補したときに、町民と約束した町政マニフェストを掲げて当選しました。その中に八つの項目を四年間で実施しますということも掲げています。マニフェストで約束したのは短期・中期・長期という中で町民との約束を実施していきたいということでした。

その中で、短期的に改善されたことは幾つかあります。中期的、長期的の中では、この二期四年で実行されなかった項目があります。しかし、進行中というものもあります。これらの約束したことをあと半年間に実行できる、あるいは自分の約束したことが何十パーセント実施されるのか。お聞きしたいのは、半年後の

任期満了に伴って二期目に再挑戦をして、四年前に約束したマニフェストの実行をなす遂げていく考えがあるのかどうかについてお答え下さい。

A 私は平成二十年の町長選挙で、町民との約束であるマニフェスト、新しい町づくりを発表しました。町民が主役の町づくりを基本姿勢に八つの基本施策を中心に町づくりを進めてきました。この三年半を振り返り、町民や議会、また関係機関のおかげで多くのことを実施し、達成できました。

行財政改革については、町長報酬の五十パーセントカット、町長専用車の廃止、人件費の削減など歳出を抑制し、各種基金の積み増しを行いました。また、町民に財政状況をお知らせするために、わかりやすい予算書をお届けしました。

妊婦健診の助成、小児用肺炎球菌や子宮頸がんワクチンなど各予防接種への助成、福祉施策として福祉タクシー券の対象者の拡大、人間ドック事業や各種がん検診への助成、無料化に取り組みました。障害者福祉について、トイレ施設など公共施設のバリアフリー化を進めてきました。

自然環境の保持については、環境浄化チームを設置し、街路環境、海浜環境の美化に積極的に取り組んでいます。

観光振興において、インフラ整備は、観光案内所の建設、メキシコ公園トイレ改修、観光産業を整備し、関係する皆様方の協力もあり、観光協会の法人化が達成され、将来の観光発展のための基盤づくりができました。昨年は東日本大震災がありました。積極的にイベントを展開し、また風評被害に対応し、厳しい財政事情の中、クーポン券の発行など観光客誘致に

努めてきました。活性化対策として、農業は中山間地域総合整備事業を推進し、漁業は磯根資源の保護など取り組んでいます。また、旧御宿高校跡地施設購入を予定し、安心・安全な町づくりに係わる防災対策の一環として、また地域活性化のための施設活用にも準備を進めています。観光協会、商工会、NPO団体など、各団体との連携を密にし、今後とも地域活性化に積極的に取り組んでいきます。

人づくり、教育文化の振興については、二〇〇九年には日西墨交流四百周年を迎え、我々の祖先のなした偉業をたたえ、力強く世界に発信しました。子供は町の宝、国の宝です。次代を担う子供たちが自信と誇りを持てる町づくりを進める中、今年度は施設改善について御宿中学校屋内運動場、柔剣道場の建設に取りかかります。保育所、小中学校の教育環境の充実に

努め、公民館活動を中心に文化を振興しています。中長期的ビジョンを達成するため、町づくり推進委員会を設置し、活力創出検討部会では全町公園化構想についてさくらワーカーキンググループが、そして、安心生活検討部会では福祉政策について福祉グループに提言をいただき、周知を集め施策を進めています。今後ともボランティア組織の拡充に努め、町民との協働による町づくりを進めていきたいと考えています。

現在、平成二十五年度から始まる御宿町総合計画を策定中ですが、今年度中に計画策定を完了します。十年先を見据え、災害に強い安心・安全な町づくり、少子高齢化が進展する中、福祉教育子育て支援の充実を図り、地域で支え合う福祉の町づくり、美しい自然環境を生かし、観光を中心に各産業の連携を図り、活力あふれる町づくりを進めていきたいと考えて

現在、平成二十五年度から始まる御宿町総合計画を策定中ですが、今年度中に計画策定を完了します。十年先を見据え、災害に強い安心・安全な町づくり、少子高齢化が進展する中、福祉教育子育て支援の充実を図り、地域で支え合う福祉の町づくり、美しい自然環境を生かし、観光を中心に各産業の連携を図り、活力あふれる町づくりを進めていきたいと考えて

います。また、多くの事業が道半ばです。総合計画は町民と行政との協働によるまちづくりを基本姿勢として、町民と行政が一体となって英知を結集し、住んでよかったと思う町を作り上げるための計画となります。本計画に盛り込まれる町民の思いや願いを実現するため、町長として引き続き全力を尽くしていきたいと考え、次の選挙に立候補の決意を固めました。

(答弁：町長)

町活性化対策について

Q 「がんばろう千葉！」市町村復興基金交付金の運用について、伺います。

A 昨年十二月に県では特別交付税を原資とする千葉県東日本大震災市町村復興基金三十億円が上程されています。県はこの基金を震災からの復興に向けて市町村が地域の実情に応じて行う住民生活の安定やコミュニティ

の再生などの取り組みについて支援するため、平成二十四年度、二十五年度で交付します。御宿町には二十四年度が千四百万円、二十五年度が七百万円、合計二千百万円が交付される予定です。県が示した対象事業は、市町村が東日本大震災からの復興に向けて新たに行うソフト事業で、国の補助金や債権制度、普通交付税や特別交付税で財源措置されていない事業が対象です。市町村は六月にこの交付金を受け入れる基金条例を制定し、一旦基金に積み立てた後で復興事業に計上するよう指示があり、本定例会に基金条例の制定を提案しています。町では、この交付金を早急に、また効果的に活用するため、復興事業について取りまとめ、県担当課に対象事業として該当するかどうか協議した上で、六月の補正予算の中で本年度基金交付金千四百万円のうち八百四十万円を復興事業に充て

ています。

復興事業の内容ですが、防災対策事業として六百六十五万円、観光地の安全・安心キャンペーンや観光振興策として百七十五万円、合計八百四十万円を復興事業の財源に充てています。

(答弁：企画財政課長)

Q 国の交付税、補助金等の財源措置をされない事業について、このような基金が合計二千百万円交付されるという中で、今年度は千四百万円、明日の議案として提案されています。各課から要望が出されて、防災が、主に防災備品、あるいは子供の、特に保育園児の津波の避難に対することに使おうということですか。どうか有効に計画を立て、使っていたらいいと思います。続いて、観光振興対策

についても百七十五万円が観光に対する費用としてつけられました。いろいろな地域においてイベントが開催されたり、新しい建物があるいは新しい商業施設がオープンをされて、特に、スカイツリーには約二十万人が押し寄せて、地域の私たちの商売が活気づいているということ、二週間、オープンされてから、土曜日曜の御宿に訪れる観光客が少ない。こういう状況ではとてもこの先、夏御宿の観光の真つ盛りになってお客さんが来てくれるのだろうか、観光産業に携わる人たちも、この夏の宿泊の予約状況について、昨年以上に悪いという話を耳にします。ここに観光振興対策ということで、現実に町としてはこの状況をどのように把握されて、どういう対策をとって、活気ある御宿の夏にしたい考えなのか、二十四年度の観光予算は昨年よりも大幅に削られた予算になっています。それで、従来行っているイベントに対して見直しをし、そこに肉付けをするという話も

お聞きしたんですが、そういう状況に対して対策があればお聞きしたい。

A 今年度の産業観光振興基本方針でもある

農林水産班、商工観光班の連携強化や、横断的な各課の連携を図り、地域活性化の原動力である農業、漁業など地場産業などの連携を密にしたイベントやキャンペーン等を通じて、地域の魅力を発信するため行政、観光協会を中心とした農業、漁業、商工団体等で構築する(仮

称)御宿プロモーション実行委員会を設置し、積極的にまずPR活動や着地型観光の可能性について検討したいと考えます。

補正予算は、今回提案しています「がんばろう千葉！」市町村復興基金を活用した観光キャンペーンを中心した補正を予定しています。補正の内容は、地震や津波などの風評被害による海水浴客離れの回復を図るため、夏のキャンペーン用ポスター等作成費用や安全・安心宣言のためのキャラバン費用、東



▲海開きでの修祓式

日本大震災の影響で開催地が変更となったライブセービング大会の東日本地区予選の音響施設等の補正を予定しています。

(答弁：産業観光課長)

広域ごみ処理施設建設の進捗状況について

Q 長年の懸案事項で、今もって先が見えていない、この状況がどのくらい続くんだろうかと、そうした場合にごみ施設の改修等、十月からは指定ごみ袋制度に変えていくという中で、広域のごみ処理施設についての進捗状況及び完成予定年度についてお聞きします。

りせざるを得ない状況となり、平成二十三年度予定していた事業の執行を見送り、二十四年度事業として再度要望することとなりました。平成二十四年度循環型社会形成推進交付金は、本年度予定事業費六千七百七十七万二千円に対する交付金の三分の一の相当額二千二百三十八万九千円が要求どおりの配分となっております。

A 広域ごみ処理施設は、平成二十三年度以降の経過として、施設整備計画平成二十八年年度稼働を目標として、二十三年一月以来、近隣区を対象とした住民説明会を開催してきました。地元調整や東日本大震災等の影響により、協議再開を先送

りせざるを得ない状況となり、平成二十三年度予定していた事業の執行を見送り、二十四年度事業として再度要望することとなりました。平成二十四年度循環型社会形成推進交付金は、本年度予定事業費六千七百七十七万二千円に対する交付金の三分の一の相当額二千二百三十八万九千円が要求どおりの配分となっております。

にビデオによる施設紹介をするなど、地域住民に説明を行っていく予定と伺っています。現状での建設予定地域での住民説明会は最終段階とのこと、最終確認後に今年度予定されている事業に段階的に取り組んでいくとのことです。現時点では、建設予定地区の意向や今年度予定事業の執行について、建設推進委員や建設推進委員会幹事会を通じて、町に報告があると伺っています。

(答弁：建設環境課長)

月の沙漠通りと岩和田海岸の飛砂対策について

Q 定期的に砂の片づけを実施し、保全管理に努めると答弁を過去にいただいています。夏になると海岸売店の人たちが整地して終わると、その後、風が吹いても防波堤の波返しによって飛砂してくる状況は、非常に少ないんですが、一月から三月の風の強い時期

にどうしても道路に砂が上がってその周辺の住民あるいは交通の妨げになります。また、このような状況が繰り返されている。それについて今後どのようにその対策をしていくのか。売店が終了した後、少なくとも月に一度ぐらいは気をつけて、町の機械で取り除いて、風によって砂が道路に、あるいは地域住民の自宅内まで行かないように努力していただきたいが、その対策についてお聞きします。

A 四月から五月の強風により、岩和田海岸の砂が吹き上げられ、道路上に堆積、砂の除去作業を合計で七回行いました。うち海岸部は、予算措置した飛砂対策の中で業者委託により砂の除去を行っています。

海岸の砂が海岸保全施設の上部までスロープ状に堆積したことで、砂の移動量が多くなり、結果的に道路上の砂がたまったという状況です。よって、道路上の砂の除去と、このスロープの砂についても除去を行いました。

二月から五月にかけて南南西から南の風が今年度では風速十メートルを超える日が十七日間観測されています。昨年はタイヤシヨベルを利用して、波返しの前砂をある程度除去しました。管理区分による海岸保全施設前の事前の砂の除去作業について、月の沙漠通りについては管理者である県に、岩和田海岸は漁港海岸であるため産業観光課と連携をとりながら、効果的な飛砂防止、除去を行っていきたくと考えています。

(答弁：建設環境課長)

放射能の検査について

Q 食材の安全については、茂原市の検査機関に委託して、調べています。また納品される品物は事前にその出荷地において基準クリアされたものが使用されていると

しかし、町内においても検査機関に出して確認していますという答弁を聞いていたと記憶しています。しかし、町内の方が機械を購入されて、一般の方から希望があれば検査していただいています。海生研に大変な機械が二基設置されて、何でも調べてもらえるという。町が中に入ってお願いできるのか、あるいは直接持っているって受け付けていただけなのか、担当課長にも聞いたんですが、まだそこまでの海生研と町との協議はされていませんと、海生研で調べているのはたくさんよそからの検査依頼があつてとても無理という話を聞いたんです。いすみ市は二基購入されて、町民に対応しているという話も聞いています。御宿町はほかの検査機関にと、そうすると一週間ぐらいかかる。けれども、私は町民から心配して自分のお金を出して機械を買って、それで検査をしてあげている

たという状況です。よって、道路上の砂の除去と、このスロープの砂についても除去を行いました。

と、それは町としても、これだけ放射性物質についてナーバスになっている町民、それなのに購入する意思もなし、またそういった当地にある立派な施設に対しても、何ら措置をされていない。

漁業関係は組合を通してお願いしているかどうかは私も確認していませんが、御宿で水揚げされる海産物は安全ですと聞いています。

けれども、一般の人はそういううわさを聞いても全く町から、町に機械があるから持つてきて調べてあげますとか、一般の方が購入されているということとを聞いたら、どうしてその方とお話をし、一部町からも助成金を出して、できれば業務委託をして町の二つの検査機関として心配の方は調べて下さいというような措置ができないのか。町長は安全で安心な町づくりと言っています。波対策だけは安心ですということではないと思うん

です。ぜひ、観光立町御宿として、いち早く対策を講じてきているとは思いますが、一年三カ月か過ぎようとしている中でも、まだ心配をされている住民がたかさんいます。ですから、子供には学校給食を食べさせないでお弁当を作って持つていく父兄もいるという話を聞いています。これについて、考えをお聞きます。

A 海洋生物研究所で購入したゲルマニウム半導体二基は、農林水産省消費安全局が風評被害の一環として年間約六千検体以上の魚介類を国から海生研へ委託し、海生研では前処理を行い、その一部の魚の検査を行い、ほとんどが全国の検査機関に発注していると伺っています。こうようなことから、購入した機械だけでは対応できないという状況で、一般の放射性物質の検査は難しいものと考えています。

(答弁：産業観光課長)

A 保育所と児童館です。が、従来どおり空間の放射線量は月一回検査して、特に目立ったものはありません。食の安全は、昨年からの搬入業者から聞き取り調査により、使用食材の産地の公表は引き続き実施しています。さらに新たな取り組みから東上総の教育事務所

の判定機を使用し、月一回成分測定をしています。測定は、一般の食品の基準である百ベクレル以下とし、五十ベクレル以上百ベクレル未満のものは再度もつと大きな機械で調査ができるというシステムとなります。検査結果はホームページ、あるいは保育所の入り口に看板を設置して、結果数値を公表しています。

(答弁：保健福祉課長)

A 学校給食の食材は、流通しているものは安全という前提に立ちながら、国・県が公表している産地ごとの放射線数

滝口一浩 議員

値を注視し、食材の購入を行っていきます。また、納品業者へも、給食の食材であることを充分認識した中で納入するようお願いしています。六月から一層の安全確認のため、県が購入した放射線測定器を活用し、茂原市の東上総教育事務所

で月二回翌日に使用する食材のうち二品を測定しており、結果は産地とともに町のホームページで公表しています。

(答弁：教育課長)

Q 日本の人口はずつと右肩上がりできました。しかし、現在日本は人口減少時代に突入しました。そして、人口が減るだけでなく、急激な少

子化、高齢化の波が日本に押し寄せてきます。高齢化の進むスピードが早い中、御宿では六十五歳以上の高齢者の比率が四十パーセントを超えました。千葉県トップです。しかし、悲観することはありません。御宿が日本のモデルになるような高齢者に優しい成熟社会をつくり上げたいという思いがあります。

そんな願いを実現するために、元気なときからの健康づくりと、いざという時にサポートしてくれる医療・福祉の充実が欠かせません。そこで、保険・医療サービスの充実でお聞きしますが、健康診査、各種がん検診、人間ドックの助成等、現状と課題、特に重点を置いた取り組み予定があれば伺います。

A 健康診査は町保健センターにおいて集団健診方式で実施していますが、後期高齢者は受診率が徐々に伸びているものの、国保



▲ほっとサロン (地域福祉センター)

加入者は年々減少しています。特に四、五十代の方の健診率が減少している状況です。

がん検診は、胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、胸部検診を実施しています。乳がん、子宮がん、大腸がん検診では該当年齢に達した場合、無料クーポン券を配布して、個別検診を実施しています。乳がん、子宮がん検診では、受診者の増加につながっていますが、それ以外の検診では受診者が横ばいか微減傾向にあります。特に特定健診は、今年度から貧血クレアチニン検査、腎機能の関係など、の基本項目に新たに三項目を追加して、健診項目の充実を図っています。がん検診は、前立腺がん検診を今年度から新たに実施しています。人間ドック事業は、団塊の世代を中心に徐々に利用が伸びている状況です。

平成二十二年度から後期高齢者への助成事業を開始して、国保とともにホームページ等による制度

周知に努めています。

今後の取り組みとしては、平成二十五年から二十九年までの新たな五カ年の健診計画として、特定健康診査等実施計画の本年度作成に向け、被保険者へのアンケート調査を実施するとともに、医療費、健診結果等の分析を行い、利用しやすく、より効果的な実施方法を検討していく予定です。また、健診で要精密検査となった方がきちんと受診をしているかどうか、健診事後フォローを確実に実施して、予防体制の整備を図っていきます。

(答弁：保健福祉課長)

Q 人間ドックの助成は出ていますが、一つ付け加えて、最近注目されている脳ドッグの検診助成に関してはどのようになっていますか。

A 国民健康保険の加入者が人間ドックで検診を受ける場合の補助規定として、受診費用の七

十パーセント、限度額三万円が条件となっています。ただし、特定検査の体重測定など基本九項目を含めた検査となっていますので、特定健康診査と脳ドッグを含めた費用のうち、規定の限度額は補助できることになっていますが、脳ドッグ単独での補助は特定健診との関連で補助対象外の規定になっています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 高齢者が多い町として、町とか現役世代の保険料負担はどのようになっているのか。

A 介護保険は二号被保険者、四十歳から六十四歳までですが、加入している健康保険組合において介護保険料を支払っています。保険料の負担額の設定は、全国レベルの介護給付費地域支援事業の額に応じて三年に一度介護計画期間と同様に設定され、介護保険納付金として介護保険給

付費、地域支援事業費などを診査報酬診査支払い基金へ納付することとなっています。第五期として、昨年度御宿町も策定をしています。一号被保険者は各市町村で定め、介護給付費地域支援事業の二十パーセントが保険料の対象です。全国的に高齢化率及び介護認定率も伸びる傾向となっていることから、介護保険給付費や保険料の負担額は増加傾向となるのが予想されます。

(答弁：保健福祉課長)

後期高齢者医療保険は保険者である広域連合が県内の医療費等の状況から、保険料を決定し、被保険者が負担しています。被保険者からの保険料のほかとして現役世代の負担は各種医療保険、被用者保険、国民健康保険などから拠出する後期高齢者支援金が後期高齢者医療の財源となっています。これらが保険医療制度を支えているという状況です。

国民健康保険は、国

らの交付金や支援金、被保険者からの保険料の負担により医療制度を支えています。後期高齢者医療、国民健康保険、ともに医療費の精算を保険料などにより支払われますので、医療費が増加傾向にあることから、現役世代の負担は今後さらに増えていくということは予測されます。

(答弁：保健福祉課長)

Q 健康増進のみならず経済産業・福祉・看護・建築・法律など各分野の専門家にも入ってもらい、御宿ならではの高齢化ビジョンを作っていたらと思います。いかがですか。

A 高齢者が安心して暮らせる健康づくりには多岐に及びます。第五期介護保険事業や高齢者保険福祉事業の計画では、大きく三項目を挙げています。高齢者の健康づくりに向けた取り組みとして健康増進事業、安心・生き

中高年の健康づくりの推進について

Q 多くの団体や組織が御宿町の高齢化を支えていく必要があります。自分の体は自分で守ることが一番ですが、地域医療機関、団体、NPOや国際武道大学と連携し、スポーツを通じ健康づくりを推進し、中高年の健康

推進を推進を促すような御宿独自の施策を考えられたらと思いますが、いかがですか。

A 健康づくりということで、御宿町にはさまざまなサークル活動や体育協会などの各種団体があります。各分野での取り組みを相互に連携していくことも必要なことと思われま。年一回保健福祉課とB&Gが共同で実施している体力チェックでは、社会教育担当の教育課が武道大学生と一緒に体力調査や簡単な運動能力指導を、保健福祉課が健康相談や栄養指導などを協同して実施しています。

社会体育では海洋センターでの教室、観光ではトレイルウォーキングやハイキングなど、さらに地域活動のラジオ体操の会、歩こう会など、単体での取り組みの枠を越えた連携も検討していく必要があると思っています。

ただ、町主導型だけで

は継続が難しい場合もありますので、地域力を高め、町が地域住民のサポート役になることも重要なことだと考えています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 生活習慣病予防や健康増進の知識の普及を図っていただけたらと思います。どうでしょうか。

A 食生活という観点から取り組んでいるものがあります。「男の料理教室」では、健康についての講話、軽い運動を取り入れ、鶴亀教室などの教室では健康増進、あるいは知識の普及という形で実施しています。「男の料理教室」は、約三十

名の方が月に一回集まり、自分の食生活を見直し、ヘルシーサークルでは講話だけではなくて、調理実習、運動実習なども取り入れ、生活改善等によるリバンド予防なども行っています。

また、特定健診の結果

は、説明会を実施し、健診結果から病気の説明や生活習慣改善のポイントなどを個別に指導や相談を受け付けています。

住民に向けた啓発事業として、健康アドバイス

や感染症予防などを広報・お知らせ版を通じて呼びかけるとともに、生活習慣病についても「健康ワンポイント」というコーナーを広報に設けています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 中高年世代の体もターニングポイントを迎えることにより更年期障害や糖尿病、高血圧、心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病で苦しめられます。

中高年のライフスタイルを人生のターニングポイントを迎える前から準備しておくことが重要だと痛感しました。ライフスタイルを改善すれば、死亡率を下げたり、生活習慣病予防だけでなく、現在進行している病気で

あっても、その症状を好転させることができるよ

うです。そこで、個人の健診履歴の管理や相談窓口はどのようになっているのかお伺いします。

A がん検診、特定健康診査の健診履歴・結果は、個人情報も含めてシステム上で管理しています。また、がん検診では、精密検査結果もシステム上で管理するようにしています。

健診の相談窓口は、主に保健事業班の窓口で随時保健師による健康相談や電話相談を受け付けています。

高齢者の方には、地域包括センターにおいても同様の相談業務を実施しています。

また、糖尿病予防についても、今年度から新たに特定健診の中で項目を増やし対応しています。(答弁：保健福祉課長)

子育て支援・児童福祉の充実について

Q 少子化、核家族化が進行する中、安心して子供を産み育てることができ環境を築くことが重要であり、幼児施設は多様な保育ニーズへの対応が求められ、その果たす役割は大きいものがあります。

そこで、御宿町ではどのような子育て支援が行われているのか教えてください。

特に、妊婦は、母子健康手帳の交付時から、妊婦・乳児健診や保健師による必要時妊婦訪問指導や沐浴指導などを実施しています。出産後は、新生児・産婦訪問や乳児相談・幼児健診など子供の成長に合わせ幅広く相談業務を実施しています。また、訪問や健診の際には、適切な時期に予防接種ができるよ



▲縁日ごっこ (御宿保育所)

う、乳幼児の健診の指導や説明も併せて行っています。

予防医療に関しては、ポリオなどの定期予防接種のほか、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンの任意予防接種の助成も実施して、子供の健康に関する予防体制の整備を図っています。

子育て支援という中で、御宿町に一年以上住所・居住がある方で三人目の出産をされた方は、町単独事業として祝い金三十万円の支給をしています。

今年度からは新たに中学三年生までの子供の医療費助成や児童手当の支給も実施しています。

保育所では、就労や病気などの理由により保育が困難な家庭のために、通常保育以外にも障害児保育・時間外保育・一時保育などを実施し、保育の体制の整備を図っています。児童館では、小学校三年生までの子供たちのために放課後児童クラブを開設して、放課後の児童の

安全対策や若い世代の子育てのためのミニ講話、あるいは遊び方指導などさまざまな事業を展開しています。少子化の中で子育てをする保護者同士・子供同士の友達づくりの場にも児童館が活用されています。

(答弁：保健福祉課長)

保育環境の充実について

Q 御宿、岩和田保育所ともに老朽化した施設の改修とともに施設の再編整備を推進し、環境を整えなければならぬと考えますが、今この施設に関して大きな問題点があるかお伺いします。

A 御宿保育所は昭和四十六年、岩和田保育所は昭和五十一年に竣工され、老朽化による修繕は否めない状況です。各保育所とも毎年維持管理費が必要となっています。建設基準や国の指針も改正されつつある中で、運動場や遊具についても改善の必

要が見受けられます。また、東日本大震災以後、津波を想定した避難訓練を実施しており、今年度から一斉メールや緊急地震速報受信装置の設置による対策も実施していますが、立地に対する不安はぬぐえない状況にあります。

(答弁：保健福祉課長)

建物の耐震診断について

Q 御宿保育所の立地は、町中の好立地として多少車での送り迎えのときに問題があったにせよ、環境としては個人的にはよいと思いますが、津波の関係で川の増水、施設の老朽化に伴い建て直さなければならぬのであれば、移転を考えなければならぬと思います。しかし、実際に今の時点では

耐震補強をする必要がないという診断結果が出ています。岩和田保育所は土地の所有や保育所統合などの課題から未実施となっているという状況です。

(答弁：保健福祉課長)

御宿保育所の立地は、町中の好立地として

Q 御宿保育所の立地は、町中の好立地として多少車での送り迎えのときに問題があったにせよ、環境としては個人的にはよいと思いますが、津波の関係で川の増水、施設の老朽化に伴い建て直さなければならぬのであれば、移転を考えなければならぬと思います。しかし、実際に今の時点では

数年間はこの場所で保育しなければならぬ状況だと思えます。昨年の震災以降、一部の父兄から町長あてに出された保育施設の高台への移転の要望書に対する回答はどのようなものだったのか教えてください。

A 平成二十三年五月六日付で「子供の安全を心から願う保護者の会」の三名の方から、要望書に署名された方々の名簿が町長に提出されました。

請願内容は、三月十一日に起きた大震災を受け、御宿保育所・岩和田保育所並びに御宿小学校の各施設の高台への移転を希望しますという内容でした。

また、請願理由としては、移転に係る予算を少なくし、一日でも早く移転するために県の所有物である旧御宿高校を購入して保育・小学校施設として利用していただきました。いと書かれていました。

請願書の名簿の中には、町外・代筆・重複・小学校低学年の方も多く見られたようですし、個人情報を含む台帳の取り扱いについても明確となっていないことから、三名の代表の方に五月二十七日に町長室において回答書をお渡ししました。

回答書の趣旨としましては、平成二十四年度に策定を予定している「町総合計画」に保育所統合を含めた施設計画を加え検討していくこと。

小学校は、今後の状況に応じて慎重に対応していくこと。

津波や地震ハザードマップの策定により避難訓練の実施や防災意識の醸成を図ること、等の内容で文書により回答しました。

(答弁：保健福祉課長)

をいただき、二十五年度から始まる総合計画の中で、最優先課題として位置づける旨の答えをしました。

今後のスケジュールとして、保護者へのアンケート実施など、保護者の意見を伺い、統合問題など地域の意見を伺った中で、できるだけ早く建設委員会を立ち上げ、実施に入りたいと考えています。

このたび国が行う緊急防災・減災事業として、非常に有利な事業も創設されたので、検討し、早期に事業を進めたいと考えています。

(答弁：町長)

子ども育成支援の充実放課後子どもプランについて

Q 放課後子どもプランは放課後や週末等の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して地域の方々の参画を得ながら、学習や

スポーツ、文化活動、地域

住民との交流活動などの

取り組みを実施しています。

御宿でも既に公民館でのわいわい教室、B&GでのRACというプログラムのありますが、わいわい、RACともに町の予算、補助金、プログラムの内容、スタッフ、指導者等はそのような体制になっているのか教えて下さい。

A わいわい教室、RAC等の放課後子ども教室事業は地域の中で子供たちが心豊かで健やかに

はぐくまれることを目的に、国の補助金等を受けながら実施しています。

平成二十四年度の放課後子ども教室事業、この全体の予算は指導員等の報償や消耗品など九十七万八千円、歳入は国・県からの補助金で五十三万八千円を計上しています。

わいわい教室は毎週金曜日午後三時三十分から午後五時まで公民館の和室で小学校一年生から三年生を対象に実施してい

ます。

プログラムの内容は、御宿の民話などの読み聞かせや絵本づくりなどの教室、スペイン語や英語サークル、大正琴など公民館の自主活動グループの協力による教室、また公民館周辺の草むら等を散策する自然観察の教室などを行っています。スタッフは、学校の先生を退職された方や自然観察に詳しい方、また自主活動を行っている方へお願いをしています。

B&G体育館で実施しているRACですが、毎週木曜日の午後四時から午後五時十五分まで、小学校一年生から三年生までを対象に実施しています。

プログラムは、筋力の向上や協調性の育成などを目的にサッカーやドッチボールなどのボールゲームや、鬼ごっこ、ハンカチ落としなど昔ながらの遊びを取り入れたもの、また夏季はプールなども利用して実施しています。スタッフは、職員一名と

公民館の臨時職員のほか

に武道大学の学生にお手伝いをいただいています。このほかに児童合唱団や習字教室なども放課後プランの児童教室の対象事業として地域の方に指導をお願いしています。

(答弁：教育課長)

Q 子供たちは地域の宝

です。地域全体で子供たちを見守り育む環境づくりをすることによって、この町に住むとこんないいこともあると若い世代の定住者獲得の決め手にもなります。いろいろなスポーツの体験や遊び感覚で特にパソコン・英語・スペイン語等できる環境を整えて、国際的視野の持てる人材の育成を図っていただければと思います。その辺に

関してはいかがですか。

報化社会に適應できる教育の環境づくりを推進しています。

今後も児童生徒の学習の場はやはり学校がメインとなってきますが、学校の中だけではなく、社会、地域、遊びの中で学習体験ができる環境づくりは、子供たちの成長に重要な役割を持つものと考えています。そのため、

放課後子ども教室にも自主グループの協力を得ながらスペイン語や英語教室の実施、また自然観察などを行いながら、小さいころから語学や地域に興味を持っていただけるよう努めています。

(答弁：教育課長)

高齢者福祉の充実について

Q 健康な高齢者は健康

づくりや社会貢献、生きがいなどの理由から地域や社会への高い参加意識を持っています。高齢者の知識経験を生かし、地域や社会に積極的に参

加できるようなシステムづくり、支援が求められています。

公民館活動や、特に御宿台地区ではサークル活動も盛んなようですが、高齢者の皆さんが楽しく暮らせる町づくりの体制が整えられればと考えますが、現状と新たな施策等について伺います。

A 町高齢者福祉計画の中では、生きがいづくりの推進、保健サービスの推進と二つの事業に

大別しています。

生きがい対策の支援事業としては、高齢者スポーツ大会を年四回実施して、平成二十三年度の実績では、延べ二百二十名の参加者がありました。また、高齢者囲碁将棋大会を年一回実施して、昨年度は、二十名の参加がありました。また、町の老人クラブは、十団体三百四十七名の会員がいますが、こちらの助成事業、あるいは町公民館における



▲高齢者スポーツ大会

生涯学習の推進として、文化体験プログラムや大学の公開講座を実施しています。

保健サービスの推進としては、病気に対する早期発見・早期治療のためにがん検診などの各種健診事業やヘルシーサークルや栄養教室における生活習慣予防などの健康教育を年二十六回実施しました。平成二十三年の実績として三百二十名の参加がありました。

健康相談は、特定保健指導などの相談を年に十二回実施しています。新たな取り組みとしては、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で災害の際の避難支援が必要な方たちの避難支援の取り組みとして、昨年度から避難支援台帳の整備を図り、自助・共助・公助という仕組みづくりについて検討を進めています。

(答弁：保健福祉課長)

A これからの総合計画の中で、御宿駅にエ

レベーターの設置を考えていきたい。エレベーター設置に関する寄附口座の開設を検討していきたいと考えています。先般、JR東日本千葉支社を訪れ、話を伺い打ち合わせをしてきました。千葉支社において設置に関する条件として、一日に乗降客が三千人以上というのがあり、現在御宿町は七百数十名です。しかし、これは絶対的な条件ではなく、御宿町は県下

高齢化率で第一位、また、設置に関する希望も多くありますので、エレベーター設置に関する寄附口座を開設して、夢のある事業として位置づけていきたいと思えます。

(答弁：町長)

Q 平成十八年四月の介護保険法改正において、高齢者が介護保険で定める要介護状態となることを防ぐのを目的とした介護予防のアプローチが国の制度として導入されました。

介護予防は、国や町村のPR不足もあって、制度としての認知がまだ進んでいないようですので、ぜひ、御宿町は先陣を切って民間団体と連携して介護予防に積極的に取り組んでみてはどうでしょうか。考えをお聞かせ下さい。

A 介護予防事業は、すべての高齢者を対象にして、介護予防の普及啓発を図るための一次予防事業と、生活能力が低下し、要支援、要介護状態になる可能性の高い高齢者を対象とした二次予防事業の対象者を把握して対応するという二つの事業を合併しています。

一次予防事業の中では、地域介護予防活動支援事業として、介護予防に関するボランティアの養成研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援する事業や、小中学生を対象とした講座の展開も検討したいと考えています。

また、二次予防事業は、昨年度から事業の一部を民間の事業者に委託することで、効率的・効果的な魅力ある事業展開も検討しています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 空き家の現状と対策について

A 人口減少や核家族化などが影響し、全国的に空き家が増加しています。四月現在全国で五十以上の自治体が空き家の適正管理を求める条例を施行しています。解体の行政代執行を条例で定めた自治体もあります。

御宿町においても最近空き家が増えてきました。御宿町の空き家について調査が行われているのか、そして現在の空き家の状況についてお聞きします。

A 平成二十二年度に県の緊急雇用創出事業を活用し、御宿町、またマンションを除く九行政区の空き家の実態調査を実施しました。空き家数は全体で二百九十九戸、空き家数の多い順では、久保が六十六戸、新町が五十戸、須賀が三十八戸、上布施が三十七戸、岩和田が三十一戸、浜が二十八戸、六軒町が二十七戸、高山田が十三戸、実谷・七本が九戸で、世帯に占める空き家率の高い順は、上布施が十五、四パーセント、久保が十三、四パーセント、高山田が十三、一パーセントとなっています。空き家率の高い上布施は、空き家の多くが分譲された一地区に集中的にあることが原因となっており、高山田についても空き家十三戸中六戸が一つの分譲地にあることが原因となっています。空き家率の低い岩田はサーファー等が空き家を借りて使用しているという状況も影響していると考えます。

(答弁：企画財政課長)

Q 適切な管理が行われていない空き家が近

隣に迷惑をかけ、倒壊寸前の空き家は条例で自治体が解体を働きかけるケースも出てきています。町も頭を悩ませるところだと思えますが、この辺りに関してはいかがですか。

A 老朽化や手入れが行き届かない空き家への対応ですが、廃屋化した家屋が町内に点在することは、先ほどの答弁のとおりです。所有者などが適切な管理を行わないことが原因ですが、所有者の所在不明や経済的事情

所有権者が複数人存在する場合の責任者の未確定や担保権者の存在などが解消の妨げとなっています。

空き家に関する問題は、人口減少や景気低迷などの社会情勢に伴い全国的な行政課題となっています。

良好な景観を阻害し、周囲に不快感を与え、ともに、生活環境への影響として壊れた破片の落下や騒音の発生、ごみの不法投棄の助長や不審者の徘徊、不審火の危険などから近隣住民などに大きな迷惑を与えていて、所有者が早急に解決すべき課題となっています。

しかし、行政には当該家屋を管理する義務も権利もないため、財産権の關係から直接勝手に取り壊しや保全措置がとれません。ついては、その危険度や周囲に与える影響などについて、町においては民法第七百七十七条第二項土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることよって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者

は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うという法律の根拠に基づき、写真を添付し具体的に所有者にお知らせをし、適正管理をお願いしている現状です。

条例ですが、本町でも多くの自治体で採用している氏名の公表をペナルティーとした案を検討していますが、過料などの罰則を付すかどうか、また、行政代執行による解体などを行うかなど、いずれも結論に至っていません。保全や解体などには相当な費用がかかります。これを行政で負担することは管理放棄の助長につながるおそれもあるため、慎重な制度設計が求められているところです。

もう少し時間をいただき、先進事例などを参考にしながら、本町に適した実効性のある内容の条例を提案できればと考えています。

(答弁：総務課長)

協働のまちづくりについて

Q 今各地で協働の町づくりが進んでいて

ます。民間と行政がそれぞれの立場でお互いのやるべきことを役割分担して、知恵を出し合って協力して進めていく、いざそんな理想の協働の町づくりができたならば、いいと思うのですが、町長も就任以来、協働という言葉を多用しますが、協働の町づくりの現状、今後の事業の推進ということに関して、見解をお願いします。

A 少子高齢化の進展と厳しい財政状況が続く中で、自助・公助・共助という観点からも、行政と住民との協働による町づくりが今後も重要であると考えています。そのため、行政区や民間団体に加え、ボランティアグループ、NPOなどができる環境整備を進めて

いきたいと考えています。

地域主権型社会への転換が図られる中で、町民ニーズや地域課題を的確にとらえた地域経営を進めるため、町づくり推進委員会のもと、町づくりテーマに基づきボランティア活動によるワーキンググループを設置し、町内への桜植栽を通しての環境整備や高齢者へのアンケート調査を通じての今後の福祉施策について提案をいただいています。

協働の町づくりを進めるボランティア活動等への支援として、らくだカードポイントを付与する地域ボランティア支援制度を創設したほか、住民懇談会の開催による町政の説明と住民からの意見や要望を伺い、行政運営に反映させて、住民参加または協働の町づくりが進みやすい環境づくりを進めたいと考えています。平成二十五年度からの町総合計画の策定を進めています。今回実施した住民アンケート結果の

反映や、基本計画策定懇談会への公募委員募集も協働の町づくりを具現化するものです。

今後さらにも多くの住民に町づくりに参加をいただき、協働の町づくりを推進していきたいと考えています。

(答弁：町長)

Q 各地の協働の町づくりに関する条例を見ますと、住民提案制度が一つの目玉となって制定されています。しかし、御

宿町はどのような条例はありません。条例制定する気はあるのか、また住民から事業の提案があった場合、どのような手続を持って進んでいくのか教えて下さい。

A 広聴事業として「まちづくりアイデア夢の箱」の投函用ボックスを、公民館と各課窓口を設置しています。これは、町民や職員などから事業提案を募るもので、住民からの事業提案の



▲町総合計画策定懇談会

入り口のひとつとなつていきます。

提案事案は直接町長へ回付して、必要に応じて町長から担当課へ指示が出る仕組みとなつていきます。

当該案件について協議する委員会などの組織がある場合には、そこで協議することになります。大きな予算の必要がない事務改善提案などの、主に内部管理の提案の場合には、提案内容を精査し、有用性が見い出せれば、直ちに業務に反映をさせていきます。

(答弁：総務課長)

Q これから、行政、議会、住民と協働の町づくりが進んでいくわけですが、ここで一つだけ言っておきたいことがあるのですが、協働の町づくりに休日はないという意識を、若手の職員には徹底して植えつけていたきたい。事業をしていく上で休みだから出られませんが話になりませ

るので、この辺に関してはいかがですか。

A 協働の町づくりに休日はないとの意見ですが、地方公務員の本人は、住民福祉の向上ですが、かねてから本町職員はそのような意識、自覚のもと業務にあたっています。各種観光事業や健康診断を初め、住民説明会、懇談会など、対象に合わせ、開催日や開催時間などを適宜配慮しています。職員には負担となりますが、各職員とも進んで計画を立案し、実施している現状です。

しかし、職員のメンタルヘルスやワークライフバランスの観点からも、労働基準法の遵守は重要ですので、週休日の変更による規律確保や有給休暇の取得促進に努めています。

(答弁：総務課長)

Q 外部からの視点というところで、大学の中立的な研究機関が挙げら

れますが、現在、主にものづくり産業の分野で大学と企業の連携が進められ、大学改革が進む中で大学自身がさまざまな分野で自治体と連携しようとする機運が高まっています。大学生を生かす、文化や、福祉、観光、環境などの分野で大学と協働した地域づくりや人材育成に取り組んでいる市町村も多くなっています。

大学に研究を委託し、共同で研究会を設置できる受け入れ体制を整え、積極的に取り組んでいくとらと考えますが、この辺にいかがですか。

A 様々な分野で自治体と大学が連携し、町づくりを進める事例が多くなっています。

御宿町も、過去において千葉大学や千葉工業大学と協力連携し、調査等を実施していますし、平成二十年には御宿町を対象に筑波大学が津波防災に関するアンケート調査、

また昨年は東京工業大学の当日、大津波警報が発令された状況で沿岸部6地区の町民がどんな行動をとったかを具体的に調査をしています。調査結果は報告されていますので、これをもとに緊急時の情報伝達や避難所配置のあり方や防災教育の方法等を再検討するための資料として役立てていきたいと考えています。

また、国際武道大学、城西国際大学にも健康講座への協力をいただいています。

大学との連携は、大学や学生が地域に溶け込み、その専門的な知識経験をもとに調査研究を行政とともに進めることで、今後の町づくりに大きな力になることが期待されています。また、大学にとつても地域との関係の確立や、地域を活用した実践的な教育の実現になることが考えられますので、今後その内容により大学連携を積極的に進めて

いきたいと考えています。(答弁：企画財政課長)

魅力ある地域づくり活動補助について

Q 地域に活力を与え、魅力ある町づくりに取り組む団体に対し、事業費の二分の一以内で百万円を限度に町が独自に補助するというものがありますが、今までにどのような団体から提案があったのか、また、事業費の金額は、事業結果の報告書は提出してもらっているのか、どのように手続を踏めばいいのか伺います。

御宿町民の地域づくり活動の精神を養い、新たな創造と実践を促し、活力と魅力ある地域づくりを推進するとする団体の事業に要する費用に対して、町は年間二事業を限度に魅力ある地域づくり推進事業補助金を交付しています。

平成九年から制度運用をして、これまで九つの事

業に対し補助しています。事例を挙げますと、商工会によるまるごとミュージアムや、浜区による区民憩いのつどい、平成二十二年御宿台区区政施行十周年記念事業等に補助をして

います。また、今年度は須賀区から地域住民の交流促進コミュニティ形成の向上を目的としたイベント開催に当たり補助金交付申請書が提出されています。補助金ですが、平成九年度からの総計で四百四万円を補助をしています。二十二年度における補助金は四十六万円、昨年度は八万円の交付額となっています。二分の一の補助で上限が百万円です。

実績報告書は収支精算内訳書と領収書の写しといった支出を証明する書類、また実施状況がわかる写真を添えて提出することになっています。

補助金交付申請書に事業計画書と収支予算書を添えて企画財政課に提出します。補助の対象となる事業は、イベント等の開催

事業は、イベント等の開催

により活力ある町づくり
に資する事業、きれいな
環境の創造に資する事業、
町民の健康づくりに資す
る事業で、併せて町内に
おける新たに展開される
事業、または既存事業の
新しい展開もしくは拡大
事業の成果が町民に還元
されることが期待できる
事業であり、申請のあつ
た事業内容を審査した
上で補助金の交付決定を
行っています。

(答弁：企画財政課長)
Q 今年、ここには百万
円を限度にというの
がありますが、予算は五
十万円です。今年の補助
金に関して伺います。

A 予算上は五十万円で
当初計上しています。
現在要望があるのは、須
賀区が交流事業で十万円
の補助になります。商工
会青年部で宿泊を伴う婚
活事業をしたいという相
談が今の段階であります。
それについては限度額、事
業内容は四十万円と聞い

ていますので、一旦はそれ
で収まると認識していま
す。

(答弁：企画財政課長)

**自然災害に強いまちづく
りについて**

Q 二〇二二年三月十一日、
東日本大震災が日本
列島を襲いました。マグ
ニチュード九という規模
は日本の観測史上最大と
なります。建物の倒壊も
太平洋沿岸の広範囲での
津波も、福島第一原子力
発電所の事故も、ライフ
ラインの被害も、すべて
想定を超えました。それ
に伴い、多くの方々が命
を失い、行方不明となり、
被曝し、生活基盤を失い
ました。今年は大きな竜
巻も発生しました。

A 私たちはこの痛ましい
大震災の教訓を将来に生
かさなければならぬと思
っています。

御宿町でも防災計画の
見直し作業が進められて
いますが、特にどの辺に
重点を置いているのか教

えて下さい。

A 東日本大震災から一
年が経過し、最近で
は竜巻、土砂災害なども
発生するなど、多くの教
訓とともに課題が与えら
れています。

このような状況下、町
では地域防災計画の見直
し作業に入っていますが、
見直しの重点項目として
は次の六項目を掲げてい
ます。

一点目に、津波に対す
る正しい理解と防災意識
の啓蒙です。

東京工業大学による須
賀・浜・久保・新町・六
軒町・岩和田の六地区を
対象に実施したアンケー
ト調査では、避難をした
と答えた世帯は三十九
五パーセントという回答
でした。警報どおりの津
波が到来していれば多く
の被災者が発生したもの
と考えられます。

地震イコール津波とい
う観点を持つていただくこ
とが重要です。地震・集
中豪雨など早目の避難に

勝る防災対策はありません
ので、防災教育、啓蒙
活動を徹底していきます。

二点目に、ハード対策
に過度に依存しない体制
づくりです。減災の観点
からのソフト対策の強化
で、東北三県においては
防波堤などの施設を過信
したことにより避難が遅
れた例が報告されていま
す。ハード対策とソフト
対策の両面からの防災対
策に臨んでいきます。

三点目に、帰宅困難
者等への対策であり、御
宿町では海水浴シーズン
など多くの観光客の滞
在時に災害が重なった場
合、対応が大きな課題と
なっています。昨年、御
宿町観光客等津波避難マ
ニュアルを作成しました
が、これに基づいた計画
への位置づけをしっかりと
もに、避難訓練を実施し
ていきます。

四点目に、人命の安全
を最優先とする災害予防
対策及び応急対策で、東
日本大震災では戦後の災
害史上最大の死者数を記

録しています。人命の安
全を最優先という観点か
らの災害予防対策、応急
対策を講じていきます。

五点目に、災害時要援
護者等対策の推進で、今
般の災害では、高齢者、障
害者など要援護者の被災
が多くありました。東北
三県における震災犠牲者
の六十四パーセントが六十
歳以上であったことが発表
されています。災害時要
援護者個別支援計画を現
在策定しており、計画や
位置づけをしていきます。

六点目に、庁内組織体

制強化と市町村連携等の
充実です。

東日本大震災では役場
が勤務時間内の発生であつ
たことから、東北三県の市
町村は庁舎が被災し、多
くの職員が殉職するなど、
災害応急対策がとれなかつ
たと報道されています。

災害によっては夜間や週
末に発生すること、規模
によっては被災する職員が
多数発生するなど職員の
登庁ができない状況も想
定されます。このような
状況においては、一市町村
では災害対応が困難であ



▲防災対策講演会（御宿町役場）

ることから、市町村間の相互応援協定や民間企業との協力が重要となっており、協議調次第順次締結を進めています。

(答弁：総務課長)

瀧口義雄 議員

十年後の御宿町は？

御宿町地域防災計画の見直しについて

Q 東日本大震災から一年三カ月、被災地はまだ塗炭の苦しみの中にあり、追い打ちをかけるように福島原発の影響ははかり知れませんが、地震、津波に対しては多くの尊い貴重な命が失われました。この体験を今後に生かしていくのが私たちの使命ではないかと思っております。

地域防災計画は、東日本大震災を受けて、見直しが必要になってくる。そういう中で、県も防災計

画の見直しを行っていることは聞いています。今後のスケジュールはどうなるのか、具体的な策定の方針を伺いたいと思います。

質問の趣旨は、災害に対する町の基本的な姿勢特に津波対策に関してハード事業を重視していくのか。ソフト面を普及啓蒙していくのか。津波対策におけるソフト、ハード面の連携。

それと、エリア、これは海岸地区の話ですが、地域別の防災訓練の実態に合った実施。それと、計画的に基金を積んで運用していったきたい。

千葉県の防災計画の新たな指針が公表されている中で、確認したいのは、津波の高さについて御宿町はどういう形になっているか。

海拔表示で御宿の動態図で示すと、ラインはどのくらいになるかということをお答え願います。

A 海拔表示、市町村の最大津波高について、

県では東日本大震災千葉県調査検討専門委員会において検討がなされたという中で公表されています。

御宿町は元禄地震が最大であろうということで、八メートル、これはすべての浸水エリアで八メートルではなくて、最大になるところが八メートルが想定されるということが公表されています。

(答弁：総務課長)

Q 八メートルというのと、御宿町のラインでいうとどの辺まで八メートルの海拔表示になりますか。

A この八メートルについては、JRより海岸線に向けてはほとんど浸水をしていくのではないかと。津波の力の大きさによつては、部田前であるとか、山側では高山田ぐらゐまでは達するのではないかとということが想定されます。

(答弁：総務課長)

Q そういう中で、新しい防災計画では避難所、あるいは避難場所の変更はあるのか。これは海拔と予想の津波の高さ、そういう意味でこれをまた見直す気があるのか。

A 避難所、避難場所についても当然再点検をせざるを得ないと思います。

御宿町の津波ハザードマップであれば、八メートル想定で作ってありますが、それに加え、今回それを上回る浸水想定が示されていますので、それらを踏まえて防災会議の中でより安心安全な避難所はどこなのかというような観点から見直しをせざるを得ないと思います。

(答弁：総務課長)

Q この避難所の関係ですが、一次避難場所がありますが、これはそのまま存続させるのですか。それとも、直接指定した避難場所に行くのか、二次系列的な形ですか伺います。

A 避難所は、一次避難というところで、考え方はより短時間でより安全な所に避難するというのが基本になると思います。町で出す避難場所設定はしていますが、時間によっては津波の到達時間等考えた中で、より安全な所まで避難をしていただくことがベストになると思います。

まずは一旦、より安全な一次避難所に避難をしていただくことになると思います。落ち着いた段階で、長期間滞在ができる避難所に移動していただくことになるかと思えます。

(答弁：総務課長)

Q 三日に高山田地区で避難訓練が、急傾斜地、危険箇所等でありましたが、約二十力所あるという中で、保全対策及び安全性の再確認、また、亀裂、劣化等予想される中で、現在までどう対応してきたのか、今後、これに対して補助事業などということも聞いていますか、これに対してどのよ

うに対応していくのか。

A 御宿町には急傾斜地崩壊危険区域が八カ所あります。吹き付け工や擁壁工などが施工されており、工事施工期間は、昭和五十年代前半から随時行ってきたっており、今年度についても、岩和田地区について実施する予定です。

また、施工から四十年近く経っています。毎年県土木事務所や広域消防など、関係機関と危険箇所の点検を実施しており、劣化などで修繕が必要な場合は、随時対応を要望していきます。

(答弁：建設環境課長)

Q ソフト面かハード面か。町の基本的な姿勢について伺います。

A 千葉県の地域防災計画見直しの基本方針の中で、東北三県において防波堤などの施設を過信したことによって、避難が遅れた事例が報告されています。海岸保全施設の

整備などのハードの対応のみをもって万全の防災対策を講ずることは限界であることが浮き彫りになりました。これらの状況を踏まえ、ハード対策に過度に異存しない体制づくり、減災の観点からのソフト対策の強化を図っていくことが必要であるとしています。

町でも同様に、ハード対策とソフト対策、両面の充実により防災対策を実施していくことが必要と考えています。また、町の災害に対する基本的な考え方は、自らの身は自分で守るといった自助の精神、防災に対する正しい知識と危機意識を持ち、災害への備えを十分講じていただくことです。

町民一人一人が災害防止に関する基礎知識や地域の情報を正確かつ具体的に把握し、さまざまな災害を想定した防災訓練を経験することによって、防災対策の強化を推進していきます。

(答弁：総務課長)

Q 基本は逃げるということの一点に尽きる

のではないかとという中で、情報の発信伝達については、三、一一の時は携帯電話、特にスマートフォンが有効でした。また、一般の人が聞くのはテレビが一番早いという中で、正確だったと思っています。

町は防災無線を主に災害情報を発信しています。特に夜間、暴風雨のときは聞きづらいのが現実です。屋内受信機があれば別ですが、これについてもデジタル化に移行するということで、移行の推移、また何年位かかって、どの位の経費がかかるのか。

益子町のように、戸別受信機を全戸に貸与するという方式も、安全安心のためには必要なのではないか。基金の積むというのはこのことを指しているんですが、そういう考えはあるのかどうか。それと、御宿台の屋外子局ですがアンケートを

行ったという中で、このアンケート結果、また災害のアンケート、大学がとったというのを合わせて説明をいただきたい。

とつたという中で、このアンケート結果、また災害のアンケート、大学がとったというのを合わせて説明をいただきたい。

A 三月十一日の際のアンケート調査結果で

は、情報の伝達手段として、まず町民の回答の中ではテレビが七十四パーセント、津波に関する情報を取得した手段ということで答えています。次に防災無線が五十一パーセント、ラジオが十三パーセント、近所の人十パーセントという順になっています。

携帯電話、スマートフォンも有効な情報源で、御宿町はエリアメールの導入に向けて各事業者間と協議を進めています。夏前ぐらいまでには早期導入ができるのではないかと考えています。

屋内受信機は、現在、二千七十七基が設置されていて、栃木県益子町が、戸別受信機を町から貸与によって無料で対策が講

じられているということですが。これは、アナログ電波のみの受信になっていて、一基一万円程度の簡易型の受信機で対策を講じています。

当町は、平成二十四年からの防災行政無線のデジタル化に向けた検討を進めています。試算では、戸別受信機は現在一

基あたりの単価、約六万円と言われています。総額ですと約二億円の財源が必要になります。現段階では、これまでと同様に戸別受信機金額を住民と折半する考え方が、戸別受信機は、今後

デジタル化によって需要も伸びると想定されますし、簡易型受信機を初め価格も下がるものと期待しています。一括購入による価格競争など、可能な限り安価な整備を検討していきたいと考えています。

防災行政無線のデジタル化は、このほかに親機、中継局、屋外子局の整備に約一億五千万円の経

費がかかります。町負担として事業費、戸別受信機を含めると二億五千万程度は必要となるのではないかと試算しています。可能であれば、平成二十五年以降、一定の基金を積み立てていくことも必要ではないかということをして、総合計画の中で検討しています。

また、御宿台防災無線屋外子局設置に関しては、五月十日に御宿台区三カ所を実施しています。アンケート調査は五百五十

五世帯に配布しまして、回収率は八十七世帯、十五、六パーセントでした。必要か否かとの間では、約九十パーセントの方が必要と回答しています。防災無線子局は屋内では聞き取れないとの回答が、反対される方の意見でありました。さらに、御宿台区は高台のため必要がないとの少数意見もありました。

災害については、地震、土砂災害、大規模火災などにまた国民保護計画などに



▲防災無線の子局 (岩和田海岸付近)

よる緊急時において防災無線における緊急時瞬時通報システムが行政から住民への情報伝達手段として大変重要な手段です。

戸別受信機でなければよく聞こえないというご意見もありますが、屋外活動をしている時に屋外子局が貴重な情報源となることから、趣旨を説明し、整備する方針で進めていきたいと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 屋内受信機を例えばチューナーをつけるとか、そういう形でデジタル化に対応できるのか、災害避難情報が十分に伝わらない地域、個人宅についてはどう対応しているのか。デジタル無線機を買いましたが、自主防災組織と連携をとる、区役員等もそうです。自主防災組織が、予算ゼロということ、物事なかなか難しいものがあると思うんです。これが重要な今後の役割をなしていくという中で、行政も必

分の責任を持ちながらある程度の補助が必要ではないのかと、今後、これを重視していくのなら予算化させていく必要があるのではないか。

A 現在の機器がデジタル化になったときに使えるのかという話ですが、戸別受信機は使用できません。今のデジタル化に向けてそのような使い分けができる機器がないのかということ、企業に打診をしています。

アナログの戸別受信機はもう製造がされていないことも伝わってきていますので、そういったことを踏まえて、無駄のないような整備を心がけていきたいと考えています。

防災無線戸別受信機の難聴地域は、例えば実谷上布施地区など個別受信機設置時に個別に屋外アンテナの設置を行っています。これも含んだの経費になっていきますので、それは心配いらないと思います。今後もそのような対応を

とつていきたいと考えています。

自主防災組織についての予算化は、発足当時は宝くじのコミュニティ助成により防災資機材等を支給してきました。主に乾電池や電球等の消耗品について各自自主防災組織で補給をしているのが現状です。

昨年自主防災組織等の会議の中で予算等について要望がありますかという投げかけはしています。統一したような要望があれば予算化していきたいと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 自主防災組織との連携はどうしているのか。

A 有事の際には、今回購入したデジタル型の簡易無線機を自主防災組織の会長に一台お渡ししたいと考えています。通信の手段が途絶されても、デジタル簡易無線機を使い通信ができるということで考

ています。

また、各避難所にもこの簡易型のデジタル無線機を配置する予定ですので、両方合わせ情報連絡に努めていきたいと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 広報に関連して、情報伝達です。マニュアル化されていると思うのですが、あれでは危険を感じなかったという一言、逃げるというのが出なかつたということも聞いていますが、津波の段階によって変えていけないといけないと思えますが、その辺、どうでしょうか。

A 東北三県、茨城県等において、今回自主的に避難せよという命令形の広報をされたことが、非常に効果があったことが報道されています。御宿町についても、災害の程度により、そのような広報に切りかえていきたい。それについては、マニュアル化を進めています。

(答弁：総務課長)

Q 組織と動員についてですが、広域消防、

地元の消防団、自主防災組織、この三団体の連携、運用を今後どうしていくのか。それと、この三団体の中で、ほかの団体も当然入ってくると思います。が、指揮、命令、伝達系統の明確さ、それと指揮者の優先順位、あるいは不在のとき、この三点について伺います。

A 地域防災力の向上は、平時から防災に対する正しい知識を持ち、自ら考え行動できるようにすることが重要です。また、地域の防災には共助の精神に基づいた自主防災組織の活動が重要となっています。そして、行政が担う公助との連携により、防災力の向上が図れるものです。

広域消防、自主防災組織は、指揮、命令、伝達は独自運営となっています。消防団は消防団条例により服務規律が定められており、団員は団長の

招集により出勤し服務すると規定されています。また、団員はあらかじめの指示により災害時には直ちに出勤し、服務につくことと規定されています。また、災害時には、各分団が地域で自主的に活動し、役場に活動を報告します。その後も災害発生が想定された場合は、本部が招集をされます。消防団全体で行動する場合や、町からの依頼で行動する場合の指示は、団長から各分団長に指示が出ます。団長不在の場合は副団長、本部長が対応します。また、有事の際は自動配備となるわけです。

連携は、災害対策本部の本部員として消防団長に入っていたいでいます。また、広域消防は、御宿分署所員が災害時には役場本部に詰めていただくこととなりますので、本部の決定事項は即座に団員や広域消防に伝達され、防災活動が行われることとなるわけです。

自主防災組織は自助、共助という観点で防災活動に臨んでいただきますが、その際の伝達手段は防災無線、電話、携帯無線機などで伝達されることとなります。

指揮者の優先順位及び不在時の対応は、消防団の場合は団長不在の場合には副団長が指揮をとり、以下、順次指揮者が不在の場合は階級の上位者が指揮をとることとなります。

町の災害時の対応は、災害対策本部を町長が設置します。町長不在の場合、上席の職員が職務を代理することとなります。

(答弁：総務課長)

Q 災害が起こった時に職員の対応の重要度が増しています。そういう中で、職員数、それから庁内、庁外の職員数、災害時、災害の大きさにもよりますが、動員はどうやってかけて、どのくらいで御宿町に集まるのか。

大変経験を持った消防

団員、役場の職員、これを組織化していく必要があるのじゃないか、退職者ですね。これを機に再組織化を考えていく気がありますか。

A 御宿町在住の職員数は、六十九名です。これは全体の六十八パーセントになります。町外の市町村ごとの職員数は、町外全体で三十二名、いすみ市が二十名、勝浦市

五名、大多喜町二名、茂原市三名、千葉市二名となっています。

災害時の動員の手段という質問について、緊急時の連絡網により招集することになります。災害の程度、災害の予測などにより配備体制が決まっています。仮に通信が途絶されてもあらかじめの指示により、災害時は自主的判断で集合することになっています。

六月三日の土砂災害防災訓練では、最大所要時間一時間四十分が最大で

した。

交通手段は、乗用車、バス、電車、自転車、徒歩など、可能な手段で登庁することになります。道路の崩壊や土砂崩れ等により道路の封鎖が発生するなど、災害の状況で想定し、複数経路のうち災害状況に応じ最も安全な経路を判断できるように、招集訓練を実施しています。

退職者の組織化は、東日本大震災においては多くの役場職員が被災する市町村が発生しており、このような災害時には想定外の事態が多発し、初期対応ができなかったということが多いの市町村で報告されています。また、液状化被害を受けた都心部の市においても、大規模災害時には行政機能が麻痺して、コントロール不能となったと伺っています。

このようなことから、御宿町においては、OB職員七十歳未満の名簿作成をし、有事の際には

臨時職員登録者と併せて緊急雇用することで、行政機能の維持に努めていかなくはならないと思います。

(答弁：総務課長)

Q 避難といっても避難経路、あるいはどういう形で避難していくかという形がありますが、日常からきめ細かな訓練、習得が必要ではないか。御宿町は、九月二日の防災日の訓練は、エリア別に海岸は津波とか地震とか、地域別で細かい形で訓練をする計画を立てていることでしょうか、具体的に説明していただきたい。

そういう中で、実際に訓練する。それと七月十四日に行われる外来者、観光客を主にした避難、また避難ビルに対して、地震に耐えられるのか、また新たな液状化問題に耐えられるのかという新たな問題もありません。

川の前にも避難ビルがあるという中で、その辺の周知、またビルの管理者と

の連携をどうしているのか、避難ビルの周知がどうやってなされているのか。マップの表示物までいってしましますが、聞きたいと思っています。

守るためにどう行動すべきなのか、避難経路はどうするか、最悪の事態を想定し、複数の避難経路を家族で話し合い、決めておくことが被災の際の生命線とも言える最も大切な

A 津波洪水土砂災害には、早期自主避難が最も大切と言われてます。津波災害の場合には、常に最悪、最大の津波を想定し、可能な限り短時間でより高い所へ避難していくことが重要です。

災害発生時には、まず自助、自分自身と家族を

日常の備えです。

津波ハザードマップで避難場所の確認や避難所までの所要時間は何分か、かかるのかなど、確認しておくことにより、津波の到達予想時間が発表されたらどこまで避難できるのかを判断できるわけです。まずは、ご家族で話し合い、



▲津波避難訓練

避難訓練をしていただくことを今後も啓蒙していきます。

また、共助としては、

ご近所で災害時に可能な限り協力して避難することなどを話し合っていただけでなく、災害への備えです。防災訓練は、自主防災組織を中心とした訓練や観光客を対象にした訓練、さらには職域における訓練、公共施設、保育所、小中学校、役場など、定期的に実践に即した避難訓練や防災訓練を実施しています。また、老人クラブや身障福祉会などへ出向いての防災講習も開催していきます。

九月二日の防災訓練は、きめ細やかな実践に即した訓練にしておくため、その内容について詰めている段階です。

津波避難に関しては到達時間や津波の大きさに関する情報を確認し、日ごろ決めている避難場所への所要時間を判断し行動をとっていただきます。個別支援計画により一定の

ルールを決めておくなど、共助のあり方は、避難訓練を通じて確認しておくことが大切です。

消防団や役場職員も自らの命を守れてこそ支援者の救助が可能となりますので、災害によっては率先たる避難者になっていた

だき、住民の避難誘導を促していただくことも重要な職務となるわけです。避難の方法、徒歩、車などについて、津波避難の手段ですが、健常者については原則徒歩となつています。高齢者や障害者など、車でなければ移動ができない方は、車両により避難していただくことになり

ます。高齢者マーク、身障者マークなどを車両の目立つ場所に掲示していただいで、車両で移動していただく、万が一車両が動けなくなったときにも、そのマークにより、救助支援が得られるようなことで徹底していきたいと考えています。

津波避難ビルは、構造上、耐震的には昭和五十

六年以降の耐震基準ということになっていて、現在、七棟の避難ビルとの協定が結ばれたという状況です。

これについては、自動的に非常階段を通行できる協定になっていて、誘導看板等も二十カ所ほど設置して、津波避難ビルに向けての避難ができるように表示しています。

併せて、津波ハザードマップについても、今回、地域防災計画の見直しが行われ、この避難ビルの表示をしたもので作成し直すことで準備作業に入っています。

(答弁：総務課長)

Q 御宿台の集会場は避難所、避難場所として西武プロパティーズと契約したのか、また、していないかったら今後するの

かということ、例えば、岩和田保育所は避難して避難完了まで載つていますが、御宿保育所と御宿小、中学校はデータが載っていない、布施小は載つていますが、この辺、どうなつたでしょうか。

A 御宿台集会場は、今後契約を結ぶことで検討に入っています。災害協定、災害応援協定は、今後充実をさせていきたいという考えです。

避難所の運営は、すべて名簿管理をして、住所、年齢、それから家族なのかといったデータをとっています。そういうことを含めて、今後の防災対応に生かしていくことでやっていきます。

御宿小、御宿保育所は、このときは避難所にはしていません。(答弁：総務課長)

A 御宿保育所は、引き渡し、今現在は津波警報が鳴ったときは小学校の屋上へ逃げるとい

をとっていますが、あのこときは、引き渡しということ

で、各家庭へご連絡をしてお渡ししている、たしか三十分位で完了したと伺っています。(答弁：保健福祉課長)

A 小学生は、屋上へ避難しました。(答弁：教育課長)

Q 今後もそういう対応ですか。屋上に上げるという対応と、あるいは中学校まで逃げる訓練をやりました。その判断はどこですか。

A 基本的には現場の校長先生がどちらに逃げるか判断します。(答弁：教育課長)

としています。ただ、到達時間がわかりませんので、基本的には津波の対策本部からの情報をもとにし、あるいは学校側が一斉メール等もしています。テレビ等の情報からも判断をしたいと思

います。一番困っているのが、引き渡しの部分でして、現状では、小学校の屋上に避難した場合は、基本的にはまず逃げることを優先すると考えています。(答弁：保健福祉課長)

Q 保育所、小学校、中学校、防災教育が必要なのは論を待たないと思います。日ごろの訓練の心構え、自ら判断し被害を回避した釜石市の児童のように一人一人が考えて行動するという教育、防災専門の人材の育成、これを教科、カリキュラムに入れるような考えはないのか伺います。

A 津波警報と大津波警報に分かれていて、警報の場合は小学校へ避難し、大津波のときは中学校へ避難すること

A 今年度はこれまでの防災班から防災総合

対策班に名称を改め、職員も三名体制から四名体制にしました。数年来、各種研修会には積極的に参加をさせていて、防災知識の習得に努めています。

既に自主防災会を初め、浜区の老人クラブ、町老人クラブ、身障者福祉会において防災講習会、ワーキングショップなどを開催し、講師などを務めています。今後とも防災に関する専門知識の習得、養成を職員に進めて、その専門性を高めていきたいと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 教育に取り入れていく考えはあるのか。

A 防災についての教育、また避難訓練もやっています。今後、講師を招いた教育、訓練も考えます。

(答弁：教育長)

Q 保育所はどうですか。

A 保育所は、子供たちがサイレンで、かえって怖がってしまうというところがありますので、まず体で逃げることを、ぐらぐらと来たら机の下に布団をかぶって入りなさい、そういう意識づけをする教育をしています。

専門家から難しい話を聞いても、子供たちが逆にそういったものを怖がってしまうことになって、興奮してしまうことも考えられますので、今は避難訓練の中で小学校のお兄さん、お姉さんと一緒に防災の重要性というものを肌を感じながら対応してもらいたいと考えています。

(答弁：保健福祉課長)

Q 現状ある公共施設その安全性とインフラ整備、統廃合、なかなか難しい問題だと思っております。

ただ、これを機会に、老朽化した施設の統廃合を考えないといけないのではないか。

いのではないかと。それには、次の総合計画とリンクしてくるのですが、高齢化、人口の減少という中で、どのくらいの施設がこの御宿町のニーズに合っていくのかということを考えながらいかないと、社会構造全体まで変えなければいけないという大変な決断をしなければいけないのではないかと、思っています。その辺どうですか。

A 公共施設を初めインフラ整備は、総合計画を策定中です。

緊急性、重要性、また費用対効果、財源などあらゆる角度から検討し、その中で優先順位の中で位置づけをされていくものと考えています。

(答弁：総務課長)

Q 総合計画をまたぎますが、人口推計をどう考えているのか。

A 今出しているのが、人口問題研究所、また

町が依頼した業者で、コンフォート方式で、三十四年までの人口を推計しています。その中では、過去の国勢調査をもとに単純推計しますと、七千人を割り込むという数値が出ています。

(答弁：企画財政課長)

Q 少子という中で、高齢化率と六歳児未満はどのくらいになるのでしょうか。そこまでわかっていたらお答え願えればと思います。

A この同じ集計の中で三十四年度には、高齢化率は五十パーセントを超えらるという推計が出ています。年少人口、これは十四歳以下ですが、六六パーセントになっています。現在が八、五パーセントです。

(答弁：企画財政課長)

Q 公共施設の統廃合の時期ですね。例えば

岩和田に児童館があります、大変危険な所と老朽

化が進んでいるという中で、一つの例として、旧岩小に持つてくるのか、あるいは新町にある児童館へ統廃合するのか。そういう形のものかどうやって検討されて、決定を下されるのか。

それと、保育所の建てかえの話が出ていますが、いろいろとデータをとって、どのくらいの園児が必要になってくるのかということですが、それによって、大分違ってくると思う。ゼロ歳児から年長組までやっているという中で、この保育所

それと、職員を現場に



▲岩和田児童館

派遣する、研修といつては大変被災地には申しわけないのですが、やはり現場の体験というのは大変有意義ではないかと思っております。ぜひ、そういう形で職員を派遣して、現状を見ていただくと、仕事も覚えながら災害に対するノウハウを身につけていただくと、当時の混乱した模様、私たちも視察に行ってきたが、あの有様を見るとやはり現場に行った方がテレビで見ると、話に聞くとより全く違う、即戦力になると思いますので、ぜひその辺を検討していただければと思います。

A 御宿保育所は百二十二名の園児がいます。岩和田が三十五名です。で百五十七名、一児保育等、出入りもあります。が、百五十から百六十名ぐらい、今年はおちよつと多くなっています。

まとまった施設、あれが約二百名定員だったと記憶しています。今後の動向ということで、現状把握を見ますと二、三パーセント減だということになりますと、やはり百五十から百八十ぐらいの定員という見方があるかもしれません。

いすみ市の保育所が大体二百人定員でつくっていますが、これからの、保育所が総合こども園への移行というのが、棚上げ状態になっているようですので、はつきりした情報が現場に入ってきていません。保育体制が今後どうなるかというものも見きわめなければいけない。それによつて、子育ての保育園と保育所を足して、かつ子育ての相談事務所を設けた支援センターも複合的につくっていくというのが形としてはあるという感じはしています。

と利用頻度が非常に少なく、後ろのがけ地の問題もあり、危険であることは承知しています。岩和田の子たちも、御宿児童館に来ていますので状況をしながら今後、対応したいと考えます。
(答弁：保健福祉課長)

お知らせをしていきたいと思えます。避難をしなかったという方が多数いたというところで、この辺は意識改革を図っていきたく考えています。

A 三月十一日の御宿町民の動態調査の実施については、東京工業大学大学院の総合理工学研究科、研究室の協力により、御宿町の沿岸六地区を対象に二千二百七十二世帯にアンケート調査を実施しています。

次に、災害現場、実際に職員を現場に派遣したかどうかという指摘がありますが、南相馬市へ二回にわたつて物資の協力をしています。また、区長会でも福島県の被災状況の視察も実施しました。これまで防災担当職員など、十名が参加し、被災の状況を現地で視察しています。

これについては、全く同様なアンケート調査を平成二十年度、これは町が津波ハザードマップを作成した年に合わせて同じような調査をしており、事前の津波ハザードマップでの防災の心得、また、今回、実際の震災にあつたの行動はどうだったのかという比較を分析報告がこの六月に出されました。今後、早目に住民に

望がありましたら対応したいと考えています。また、この七月には、国土交通省の主催による研修会に防災担当を派遣します。この研修では、現地視察研修なども組まれていて、有意義な研修ができるものと思っております。

職員派遣は、市町村会が窓口となつて実施されていますが、期間が短くとも半年間、通常は一年間という長期派遣要望が多く、さらには土木技術の有する職員を希望する自治体が多いことから、町長からも早く派遣の指示をいただいていたが、現在、実現に至っていない状況です。今後一カ月というような短期間の派遣要望がありましては対応したいと考えています。

Q 総合計画の策定について伺います。

表題に、理念と目標が書かれています。五十パーセントの高齢化率です、そういう中で子供も減少していくことは、財政も減少していくという、その辺を加味して組んでいかないと、これは全部上昇気流の話です。現実に協働の町づくりといったとしても、協働というのは住民と一緒に町をつくらせていくという話なんです。その住民が高齢化してしまっています。

総合計画という中で、政策との整合性をどうやってとっていくのか。中でも、計画とアクションプランです。年度の予算をどうやって配分していくかによつて、この計画自体が大きく違ってきます。時代によつて十年という中で、今までも阪神大震災、リーマンショック、この地震等々、計画どおりに行かないというのが世の常です。そういう中でも、年度予算はしっかりとローリングしながら組み上げていくということが行政の手腕にか

ここに出ていると思います。

福祉、医療関係とか、タウンバスとか、いろいろな形があるが、それは都市部で求めることであって、御宿には求めてもないものがあると思うんです。最低生活インフラぐらいは必要かなと、ましてや高齢化になってきたらタウンバスは必要かなという中で、近隣のタウンバスの状況、今後、どういう形でそれを政策に乗せてくるか、それと行政を付託されたというのは町長以外にいないと思いますから、町長から将来のあるべき御宿町と総合計画における政策と整合性についてどうマッチさせていくのか、お願いします。

基本理念である、自然の恵みを継承し、心安らぎ、

未来へ飛躍する夢多き町づくりを継承しながらも、海に面する町として、災害に強い安全安心な町づくりを進めること、少子高齢化の進む中で福祉教育、子育て支援の充実を図り、地域で支え合う福祉の町づくりを進めること、また、恵まれた自然環境の活用と保全を図り、景観美化と自然環境を生かした町づくりを一層進めること、さらには、観光を中心に町の各産業の連携を図り、地域の強みを生かした賑わいのある町づくりを進めること、この四つの重点目標を基に計画案を策定するよう指示しています。

です。五月には、総合計画策

定委員会委員に意見をいただいた住民アンケートを実施しましたので、現在、この結果集計、分析を基に計画への反映作業を実施しています。今後、総合計画の策定委員会を基に行政課題別に三つの懇談会を設置し、意見をいただき、前期基本計画を策定していきます。また、この基本計画に基づき事業の実施に関する年次計画と、その財源的な裏づけを定めるものがアクションプランで、毎年度の予算編成の指針となるものです。基本構想、基本計画との整合性を担保するものです。このように、御宿町総合計画には、御宿町の将来のあるべき姿、目標とすべき姿を盛り込み、一つ一つ実現をしていきたいと考えています。

抽出し千五百人を対象にアンケートを実施しまし

た。直近の集計では、五百八十三人、男性が二百六十九人、女性が三百五人、無回答が九人の回答があり、回収率は三十八パーセントとなっています。回答率の高い地域は、御宿台が多く、次いで新町、久保、須賀と続いています。職業別では、その他が最も多く、この内容は退職された方や主婦の方などの回答と思われる。アンケートの内容は、安心安全・豊かな暮らし実現、福祉教育充実・子育て支援、自然環境の保全と活用・生活基盤の向上と、産業連携と活性化の四項目について調査しました。

者等の福祉が充実した町、

また、自然環境の活用と保全・生活基盤の向上においては、海岸美化や里山保全など、豊かな自然を維持する町や道路や歩道、排水などの生活基盤が整備された町、産業連携と活性化においては、地域の産業が連携した町や海岸等の地域資源を活用した町が上位に上げられています。そのほか、自由記入欄では、雇用対策、防災対策強化、それと巡回バスを増やしてほしい、高齢者の福祉に対応した町、あとはバリアフリー、御

宿駅裏の土地の活用というものがありません。

(答弁：企画財政課長) タウンバスについての報告をお願いします。いすみ市は、二十三年度の決算ですと、約五千七百万円の経費をかけ、バスの台数は六台で民間の業者に委託している。路線は九路線です。九路線のうち、全体で乗客数は、八万五千五百七十人の方が利用されています。料金は子供が無料です。小学生以下と中学生が百円、大人が二百円程度

A 平成二十五年度から平成三十四年度までの今後十年間、町の行政運営、地域経営の基となる総合計画の策定にあたり、事務方には、職員による素案策定にあたり、現在の第三次総合計画の

基本構想に基つき実施する基本的施策を示すもの

A 二十歳から八十歳までの住民を無作為に

安心安全・豊かな暮らし実現における回答上位は、災害に強い町づくりや交通事故や犯罪が起こりにくい町づくり、福祉教育の充実・子育て支援については、地域医療体制が充実した町、高齢



▲町の巡回バス

地区によっては違うという事です。これはいすみシャトルバスです。市内巡回バスは、子供は無料、中学生は百円、大人は二百円という状況です。

勝浦市は、市内でスクー
ルバスの一台とバスの二台
で運行しています。二十三
年度の決算額が九百二十
万円、民間委託で、路線
数は三路線、年間の利用
者は九千四百三十八人で、
料金は中学生以上が二百
円、小学生が百円、小学
生未満、障害者及びその
介助者は無料という状況
です。

大多喜町は、実施して
いません。

(答弁：企画財政課長)

大野吉弘 議員

再生可能エネルギーの普
及促進による街づくりに
ついて

Q 防災対策や電力の不
足対策として、太陽

光や水力、風力など再生
可能エネルギー導入につ
いて検討はされていると
思いますが、現在の対応
と目標値を含めてお伺い
します。

A これまでの地域防災
計画の中では、消防
団や各避難所として自
家発電機を備蓄していま
す。また、防災拠点であ
る役場は、自家発電装置
を配備しており、防災無
線、パソコン等の電源は、
自家発電機により対応し
ています。燃料についても
防災協定により災害時に
は優先的に供給できるよ
うな体制をとっています。

太陽光、風力等、再
生可能エネルギーは、初
期投資が多額であること
また、耐用年数が二十年
とされていますので、国
の対策として有利な制度
が出されたら検討したい
と考えますが、一般財源だ
けでの整備は困難な状況
です。防災対策としての
導入は、現在計画にあり
ません。

また、太陽光発電の検
討ということで、以前役
場庁舎における太陽光発
電の導入の検討をしたこ
とがあります。三十キロ
ワットの太陽光を整備し
た場合、工事費が三千万
円、すべて使い切った場合
の年間の電気料換算では
三十万円程度が積算され、
二十年間の耐用年数で換
算しても六百万円、また、
二十年後には初期投資と
同額の三千万円の支出が
必要ということから、費
用対効果という観点から
事業化には至らなかった
状況です。

(答弁：総務課長)

Q 太陽光発電は、町で
も普及促進していま

したが、日本における一日
の平均日照時間は三、数
時間と少なく、災害時や
電力供給という観点で発
電量など、導入効果につ
いて検証できていたら、お
聞かせ下さい。

また、再生可能エネル
ギーは、発電量が一定しな
いため、蓄電池と併用し

た導入をする必要がある
と考えますが、検討状況
についてお聞かせ下さい。

A 一般家庭における太
陽光発電の導入効果
は、平均的な夫婦、子供
二人の家族構成で電力使
用量が年間、約三千三百
六十キロワットアワーとさ
れています。一般家庭向け
の太陽光発電の標準的な
三キロワットのシステムで
は、年間約三千キロワット
アワーの電力を起すこと
ができるので、ほぼ九十
パーセントを太陽光発電
で発電できることになり
ます。ただし、これは天
候の影響などもあります
ので、電気代に換算しま
すと、七万円から八万円
程度の電気代に相当する
ということが言えます。

現在、町で補助してい
る住宅用太陽光発電シス
テム設置事業の補助金は、
千葉県の住宅用太陽光発
電設備導入促進のための
市町村補助事業を受けて
実施しているもので、補助
の採択条件も合わせて実
施していることから、蓄電
池は対象となっておりませ
ん。

今後、県の住宅用太陽
光発電設備導入促進のた
めの市町村補助事業にお
いて、蓄電池等が該当す
るようになった場合には、
本町においても検討して
いきたいと考えています。

(答弁：建設環境課長)

Q 御宿にはほぼ一年中
風が吹いています。

風向きや風の強さは頻繁
に変化しますが、技術の
進歩によりこれらの諸条
件に対応できる小型の風
力発電装置も開発されて
おり、家庭用システムも
販売されています。太陽
光発電の導入効果に合わ

せて、風力発電装置の導
入効果についても検討す
べきだと思います。蓄電
池との併用を含めたより
効果的な普及促進を検
討すべきだと考えますが、
いかがでしょうか。

A 風力発電ですが、一般
家庭向けの小規模風
力発電について説明した
と思います。

メーカーや設置規模に
より値段も異なり、導入
費用はばらつきがあります。
現在では太陽光発電の設
置金額と変わらない程度
で設置できる機種もある
ようです。ただし、導入コ
ストは、同じく高額になる
ことが考えられます。

御宿町は一年中風が吹
いており、地形的に自然
エネルギーとして十分に活
用できるのではないかと思
われますが、やはり太陽
光と同様に安定した風を
必要とし、家庭用風力発
電においても景観やプロ
ペラによる低周波、振動
また鳥がぶつかるなどの問
題もあると聞いています。

こうしたさまざまな環境における影響について検討する必要があることから、普及促進は、財政的な負担も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

(答弁：建設環境課長)

Q 昨年の東日本大震災で一時的にエネルギー消費は低下したものの、一九九九年のころと震災前の現在家庭におけるエネルギー消費、CO2排出量はというと車はハイブリット化され、エアコンはほぼ五十パーセントのエネルギーで動き、冷蔵庫は二十パーセントで動くなど、あらゆるものがエコになっているのに、現実には各家庭の環境負荷は約一、四倍と上がっているのが現状です。これは、一人一人の意識に問題があると言われています。

御宿には、後世に引き継がなければならないすばらしい自然環境と、それからの恵みがあります。その恵みである日光や風

を自然エネルギーとして確立し、町のスタンスタディの高意識をアピールしながら、環境やエネルギーの課題をプロジェクトとして推進していく、その結果、その取り組みに共鳴する人々によって、定住化促進につながり、町民の暮らしやすさ、満足につながると思っています。

エネルギーと暮らしはリンクしています。おとし御宿にお呼びした自然科学のエキスパートの東北大学の石田秀輝教授のような専門家を入れて、暮らし方、生き方を考える町の進むべき方向を考えるプロジェクトチームを立ち上げる必要があると思います。町として、町長としてのスタンスをお伺いします。

A ネイチャー・テクノロジーの驚くべき点は、低負荷であるということ

を先生は盛んに強調されています。石田先生が持ち続けているテーマは

深くて広く、夢のあるテーマであると考えています。自然を生かし、未来へ繋がる環境づくりがどのような形で御宿町に実現できるのか、自然から学ぶということ、自然の原理をどう町づくりに具現化できるかということであると考えています。

これらの内容について、事業の導入にあたり、研究をしていきたいと考えています。

(答弁：町長)

子育て支援について

Q 子育て世代の可処分所得はいまだ厳しく、それに追い打ちをかけるべく、電気料金の値上げ、消費税の引き上げ、国保、介護の値上げ等、さらに状況は厳しくなるばかりです。この状況の中、資料にあるように、小学校入学時には六万三千円程度、中学校入学時には約十一万円と、かなりの個別負担が強いられています。町立の小中学校に通

う子供たちに対して、具体的な支援策は考えられないか、お聞かせ下さい。

A 入学のための支出は各家庭で購入するものに幅があると思います

が、所得が一定以下の家庭は、現在、子供たちの教育を受ける機会が損なわれることのないよう、学校教育法に基づいた児童または生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品や給食費、医療費等の援助を行う制度があります。

(答弁：教育課長)

温泉化宣言による街の活性化について

Q 温泉化宣言について情報収集や先進地の調査についての進捗はありましたか。その進捗状況と、今後の予定、方向についてお聞かせ下さい。

A 温泉の町づくりの進捗状況は、千葉県内の先進的な温泉宣言を

行っている鴨川市、白子町、県内の実績のある掘削会社等の聞き取り調査を行い、基本的には行政側の調査は終了したと考えています。

今後の予定は、行政側で把握できない施設改修費、入浴者数、浴槽の容量、排水処理方法や入浴者全体の一日あたりの温泉使用料などの調査を受益者団体に依頼し、その結果をもとにして次の方向性を検討したいと考えています。

(答弁：産業観光課長)

Q 前に進めるために、温泉に関する定義が緩和されてから、全国で温泉化宣言による地域活性化策を積極的に実施していますが、鴨川市でも

同様な取り組みを行っており、平成二十一年で市に上がった入湯税は、年間約四千万円、平成二十二年では五十万人以上の宿泊客から約七千七百万円と、貴重な税収を確保しています。御宿町においても、現在、二つの源泉、二施設から年間約六十万円の入湯税が上がっていますが、権利や契約



▲イベントで行われた足湯コーナー

設備の改修問題等あると思いますが、これらの源泉もしくはほかの供給源から宿泊施設等へ配給できる体制を作れば、小規模投資でも温泉宣言が可能だと考えます。

御宿の年間宿泊数は約九万人前後、宿泊施設がみんなで協力することが前提とはなりますが、推定できる新たな貴重な財源として、千三百万円ほどの入湯税が見込めます。それと同時に、観光業者にとつての新事業への担保となるような位置づけの税収ともなります。

また、各家庭へも配給管のような仕組みを作れば、町民に満足していただけの公共サービスと福利厚生、そして健康増進へも繋げることができると考えます。

町としての意見をお願いします。

A 御宿町は温泉源が二つあり、一つは温泉量が少なく、千メートル以上の井戸の深さで塩分濃

度も高くボイラー等の痛みくあいが早いことや、温泉の供給をお願いした場合、配管の再整備が必要と伺っています。もう一方の温泉源は、塩分量も少なく、湯量も多いと伺っています。

現状で想定される問題点として、源泉の配給施設の改修費、源泉使用料単価など、具体的な内容は源泉を所有する各会社の方で、利用者数や想定される全体の温泉を利用する量を調査し、十分な話し合いが今後必要と考えています。

温泉使用量は、全国的に昔ながらの温泉地も枯渇する問題や、地盤沈下などの問題が発生しており、温泉は決して安定した資源ではないことが指摘されています。現状の施設で温泉量が賄えるのか、こういったものは専門家による検討、また受益者による温泉水の配給方法も併せて検討する必要がありますと考えています。今回の聞き取り調査に

協力いただいた各団体は、基本的には受益者団体である各組合の独自の出資や運営を実施していることを各組合長からも伺っています。このような問題が解決されるのならば、町としても地域活性化の有効な手段と認識しており、入湯税は、環境施設、消防施設の整備及び観光振興や観光施設の整備に要する費用に充てることを目的とし、入湯客に課する税金であることから、目的に即した観光振興が図れるものと考えています。

町としても温泉化宣言を関係団体と協力して進めたいと考えています。行政が温泉化宣言を行うメリットとしては、町全体での取り組みがあるという信頼性、また、それによってもブランドイメージの向上が図られること、また、枯渇問題や環境等が想定されますので、条例等の整備により温泉使用量や二定のルール化が図られ、温泉源の環境負荷軽

減や枯渇化の防止が図られるものと考えています。(答弁：産業観光課長)

土井茂夫議員

字の区域の変更について

Q 端的に言えば、飛び地の住所の変更に関することです。我が町の住所の取り扱いには地番を利用した方法がとられています。地番と申しますと、明治時代に土地台帳制度から由来し、地番区域、例えば夷隅郡御宿町須賀、こういうものを地番区域といえます。その地番区域ごとに一番から順番して区画された一筆ごとに地番がされています。ところが、町には地番区域の中に別の地番区域がつくられている所が多々あります。こういう土地を飛び地と呼びます。

飛び地に住所を置いてある世帯、これが行政区

ごとに何軒あるのか、お答え願います。

A 須賀の区域内に浜久保が存在しています。五十四世帯です。浜の区域内に高山田、久保、八世帯が入っています。高山田の区域内に久保が四世帯入っています。久保の区域内に須賀、浜、高山田、これが八世帯です。新町の区域内に六軒町、高山田に十世帯、実谷の区域内、上布施に三世帯、合計で八十七世帯が飛び地というような現状です。(答弁：総務課長)

敷他市町村にも存在することが掲載されています。(答弁：総務課長)

Q なぜこの飛び地を問題にするかと言いますと、飛び地に住まわれている方、郵便物とか宅配の遅配、誤配、こういう不利益をこうむっているそうです。また、自宅への訪問客、学校の先生方の家庭訪問なんかで、捜し当てるのに本当に苦労するそうです。このように、日ごろ不利益をこうむっている方、これを一日でも早く解消するのが、議会と行政機関です。

Q このように、飛び地に住所を持っている方が八十七世帯いるということが、御宿町、他の市町村と比べて本当にこの世帯数が多いのか少ないのか、わかる範囲で教えてください。

実態調査をして、この解消に努めてもらいたいのですが、町長、または担当課長の意見をお聞かせ下さい。

A 他市町村の状況について詳しいは存じていませんが、ホームページ等で検索しますと、多

住所の表示は、日常生活に極めて密着しています。今、あえて字名の整理を行いますと、一時的な問題ですが、該当する方々に大変煩雑な

手続きなどが生ずることになります。

飛び地の解消は円滑な行政運営のために必要であることは承知していません。このような中で、今後、区長会等で協議し、その中で要望があれば検討を進めたいと考えます。

(答弁：総務課長)

県道勝浦布施大原線の歩道整備について

Q 場所は、上布施の新宿地先から布施小学校の入り口までです。約三百メートル区間です。この箇所の歩道が未整備の状態です。

今回要望したい箇所は、カーブが四箇所もあって見通しが悪く、すぐ近くに布施小学校があります。こんな歩道が未整備で危険極まりない状態になっています。

県の土木事務所に聞きますと、地元の用地が得られないので一時的に事業を中止せざるを得ないそうです。いつでも用地

買収ができたなら、工事に着手することができるということです。

A 町は、この歩道整備について、どのような認識をお持ちなのかお聞かせ下さい。

県への要望は、交通安全等の観点から事業実施機関である夷隅土木事務所に五月十一日に要望に伺いました。同時に進捗状況について確認してきました。

いすみ市境から布施小学校までは、用地の取得が完了したことから、今年度、引き続き工事を実施する予定です。また、新宿交差点から布施小学校までは、引き続き事業を推進していくと聞いています。交通安全の観点からも引き続き事業の促進の要望を行っていくとともに、町としても地権者等に対し、事業への協力説明をしていくなど、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(答弁：建設環境課長)

下水道整備について

Q 下水道というと、雨水と汚水に分かれるかと思いますが、今回は汚水に絞って質問したいと思います。

この下水道整備がされましたら、効用は多大なものがあります。公共水域の汚濁防止、水系の伝染病の予防、水質保全、健康で文化的な生活を送る上での生活環境の保全等々、あらゆる効果があると言われています。そして、波及効果として地場産業の振興、特に観光産業への寄与、沿岸漁業での水産物、とりわけ伊勢海老、アワビの増産、はかり知れない効果が期待されます。

そこで、我が町の下水道処理普及率、これについてお尋ねします。

A 下水道処理人口の普及率ということで、合併浄化槽を対象としてお答えします。

合併浄化槽は、現在、御宿台区を除いた区域において家庭用小型合併浄化槽への転換補助事業を実施しています。本町における浄化槽設置基数については、平成二十四年四月現在で八百十九基となっています。単独浄化槽設置基数は千六百七基です。合併浄化槽の普及率は、御宿台区は集中浄化槽で処理していることから百パーセント。御宿台区を除く地区で合併浄化槽の普及率は約二十一パーセント、御宿台区を含めて全体の普及率は約三十六パーセント、単独浄化槽の普及率は約四十五パーセント、単独浄化槽と合併浄化槽を合わせた水洗化の普及率は約八十一パーセント、その他、非水洗化人口、汲み取りは、約千四百人で十八パーセントです。

(答弁：建設環境課長)

Q 今、合併浄化槽、御宿台の公共下水道というコミュニケーションを含めると御宿町は三十六パーセント、千葉県の下水道処理普及率は八十三パーセントだそうです。

これほど我が町は普及率が悪い。これはやはり、財政力の違いなのかなと思います。

そこで、町の第三次総合計画の中に、下水道汚水適正処理構想があるとうたわれています。これについてホームページを見ても、この処理構想は一般の方が目にするにはあ

りません。この構想についてお聞かせ願います。

A 御宿町の将来の効率的な汚水処理の方向性を検討するために、地域特性や処理方針の特性による経済比較、水質保全効果などを検討し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行った御宿町汚水適正処理構想があります。この構想は、平成十四年に策定し、平成二十四年度に見直しを行っています。その概要は、御宿町全域について検討している、そのうち、概ね線路から海側と御宿台区が、



▲浄水場の見学（布施小学校）

集合処理として行ったほうがより効率的とされています。その他の区域は、個別処理として整理されています。計画の総世帯数は三千百八十二世帯、御宿台を除く集合処理区域の世帯数は約二千世帯となっています。

(答弁：建設環境課長)

Q 下水道汚水適正処理構想を聞いたわけですが、基本的なマスタープラン、そういうものを持ち合わせた構想であるのかどうか、その辺はいかがですか。

A この構想は、県の汚水処理構想と連動していて、県の構想想定マニユアルの想定フレーム等と組み合わせて、御宿町の将来的な汚水処理の方向性について、一定の整備スケジュールを伴って整備しています。御宿町では、この構想を用い将来的な汚水処理の方向性を定めているような状況になっています。

(答弁：建設環境課長)

Q 町では合併浄化槽年間十基、堺川の生活排水処理場の処理で水質の浄化を目指しているわけですが、今までの投資効果と、それによって水質がどのくらい改善されたのか、お聞かせ下さい。

A 町はこれまで合併浄化槽の補助を行ってきています。家庭用小型合併浄化槽の設置事業補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、平成二年度からこの補助を始めています。現在までに補助基数は合計で約六百五十基となっています。補助額の実績としては、平成二年度から二十三年度までの総額で約三億千五百万円、このうち国、県の補助がありますので、町の単独負担分は約一億五千万円となっています。合併浄化槽の効果としては、基本的に投資額に對し、どの程度水質が改善しているかは、基本的

には合併浄化槽の性能によりませんが、合併浄化槽の機能としてBOD生物学的酸素要求量ということで九十パーセント以上が除去されることから、水質の改善が期待されます。川や海の水質汚濁は、未処理の生活排水が主な原因でもあることから、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽への転換の普及及び既に合併浄化槽を設置している管理者においても、定期的な保守点検、並びに清掃の実施について、今後お知らせ版、広報等を通じ啓発には努めたいと考えています。

(答弁：建設環境課長)

Q 今までの六百五十基を合併浄化槽に補助をして設置してきた。残るのはあと二千世帯ということですか。今の合併浄化槽の補助件数、年間十基です。建築基準法が変わって下水処理施設に繋がなければならないとい

うことで、新築家は義務づけられています。その他の、汲み取り、単独浄化槽について補助しているわけです。そうしますと、このペースでいくと、十基、未整備が二千世帯といえますと、単純に言っても二百年かかる。新築される見込みがあり、家屋も朽ち果てることもあり、その中で、もつと低いと思います。こういう年間十基程度で、この水質汚濁を防ぐことができるのかどうか、伺います。

A 現在、単独浄化槽が約千六百基、汲み取りの人口が千四百四十人ということから、約二千基まだ合併浄化槽に転換されていないものがあるように推計されます。ただし、財政的な問題もあることから、現状は年間十基程度の補助が行われている状況もありますので、将来的には全体的な汚水処理構想といった方向性を示すのかも再度整理し

て、今までの補助効果等を考えて整備していきたいと考えています。

(答弁：建設環境課長)

石井芳清 議員

町長の政治姿勢について

町有財産の活用について

Q 町長の政治姿勢について、町有財産、国保津波対策、ごみ袋、放射能対策、自然エネルギー、観光事業などについて伺います。

A まず、町有財産の活用検討委員会について伺います。

A 町有財産の活用ということで、町が所有する普通財産の未利用の土地や建物等について、有効な利活用方法を検討することを目的に、町有財産活用検討委員会を設置しました。第一回の会議を五月二十五日に開催し、その中で今後のスケジュール等につ

て決定いただいています。検討委員会は、議会から五名、各種団体から四名、福祉、環境ボランティアから二名、有識者二名、計十三名の委員で構成され、任期は二年、検討結果については町長に提案します。町から検討を依頼した事項は、旧御宿高校普通教室棟の利活用と新しい名称について、二番目として旧岩和田小学校特別教室棟の利活用について、三番目に、天の守町有地の利活用、四番目に御宿台学校用地の利活用を優先させていて、その後、検討課題について協議していただくというところで、当面は、旧御宿高校普通教室棟と旧岩和田小学校特別教室棟の利活用についての検討を先行することで、承認をいただいています。第二回目の検討委員会を六月十三日に開催し、検討箇所の現地視察の後、旧御宿高校普通教室棟の利活用について協議をいただいています。

(答弁：企画財政課長)

Q 委員会の中では、町有財産の有効活用について他の先進事例を視察して検討すべきではないかということも提案されたと理解しています。

きのう定例会の中で町長より、保育所の建設委員会の立ち上げが表明されました。これは丁寧かつ迅速な対応を求めたいと思います。これについて多分この委員会の中でどの場所を含めて検討していくのかも議論されることは理解しています。

そういう意味では、この委員会の中でこれから審議される御宿台の学校用地、施設の事務状況、たしか本年度中には町に移管されると伺っていますが、今どのようなになっているのか、お伺いします。

A 御宿台の学校用地二、八ヘクタールは、六月中に登記の準備書類が整い、七月中には町に嘱託登記で移転することになっていきます。

(答弁：企画財政課長)

Q 七月中ですともう間もなくです。それで、この間の説明の中では、移管の中で最低限の整備の要請をする、たしか、昨年の夏、秋の中で草刈り等やっていただいていたとききれいになりましたが、またかなり伸びているような状況です。

移管を受ける時に、どういう土地形状にするのかは大事な問題だと思いますので、今、どのように考えているのか、お伺いします。

A この用地は、去年の秋と今年の春に草刈りを行い、移管に向けて排水、また一定の整地をすることにしています。

(答弁：企画財政課長)

Q この用地ですが、移管を受けて目的が決まるまで、どういう形で管理をされるのですか。管理の所管と管理方法について伺います。

A 管理は、活用委員会で活用方法を検討、秋以降になると思いますが、先行する事案が終わった後、検討いただくというスケジュールになっています。これは、移管を受けた後、町は草刈り等管理することになります。

(答弁：企画財政課長)

Q 町長が保育所建設委員会を立ち上げるという話もきのう承ったわけですが、この委員会の中でも、申し上げましたが、総合計画、昨日も議論になりましたが、総合計画の中で土地利用が大きな柱になると載っています。

そうした中で、どの土地、施設をどう活用するかは大事な問題だと思えます。残念ながら財源、それから人的対応が行政では取りづらいのではないかと理解していますので、そういう面では整理というか、なるべく重複しないことも大事だと思います。

それで、きのう、町長は保育所の建設について早急に対応したいとおっしゃっていました。これは、町民の要望に対する前向きな姿勢だと理解はしますが、それをどこに、どういう形にするのかというところの中で、ほかの施設、御宿高校の跡地の購入と活用、今の委員会

の中では第一課題となっていますが、前提条件をきちんと説明した中で高校跡地をどう利用するかと、具体的には教室をどう利用するかということになってくるんだと思うんです。その辺の整理は、きちんとして検討委員会の中で議論をしていく必要があると理解しています。フ

ローをいただいています。高校用地をまず先に方針を出して、それが固まった後に秋以降に保育所の用地としても、あそこはかなり広い所、私のもとでも御宿台用地は適切な用地だということ、そこに決まるとすれば、かなり広い面積がありますので、さまざまな利活用が当然できると思います。

そういうことも含めて、整理をされた中で一定の検討をいただくというのが大事だと思うんですが、そこについてはどのように考えておられるのか、お聞かせ願います。

A 活用委員会の中には、議会を初め、専門委員の方にも入っていた聞いています。要綱の中で、



▲町普通町有財産活用検討委員会

今回、専門委員として住民の方もいますが、千葉銀行の支店長にも入っていた中で、要綱の中で、また一人、千葉銀行の部署で環境と福祉とか観光部署といった専門部署にいる方をご紹介いただいて、委員会で承認をいただいた中で提言をいただくことに、決まりました。また、県内を含めて御宿高校もそうですが、利活用について視察を行うという話も出ています。

活用検討委員会の中で
出た意見を参考に、今後、
利活用について進めてい
くということです。

(答弁：企画財政課長)

旧御宿高校の跡地購入と 利活用について

Q 公平公正な契約が必

要だと考えますが、
契約方法について、どのよ
うにされるのか。また、本
定例会も議案として出て
いますが、可決後であると
思いますが、この土地につ
いてはどのような扱いにな
るのか。普通財産、行政
財産という扱いがあるう
かと思いますが、まず、契
約方法、次に、どういう扱
いをするのか。その二つの
文字には大変な違いがあ
ると思いますが、その意味
について、お伺いします。

A 県から取得を早急に

契約の内容は詰めて
いきたいと考えています。
この中には、もともと事
業者から提案があった町
民への開放とか管理の仕

方、あと町で顧問弁護士
に順次相談してありますの
で、町の損害や不利にな
らない契約を詰めていま
す。これは、相手側の意
向もありますので、契約
前には一旦こういう契約
で行いたいという説明は、
議会にはしていきたいと
考えています。

Q 普通財産と行政財産

ですが、行政財産は、役
所とか公民館とか、多く
の町民が使う財産として、
普通財産は、それ以外と
いうことになります。旧
御宿高校の中では普通教
室棟は備蓄とか、図書
館機能と住民のコミュニ
ティ機能などをどの階に
持つていくかということ
を議論いただいています。

(答弁：企画財政課長)

Q 契約方法ですが、貸

し出しですが、貸し
出しについてもいろいろな
契約方法があると思うん
です。この間、説明を受
けてきたものは、一時了承
だけだと理解しています
が、公平公正というのな

らば、この契約方法は具
体的にはどういう契約に
するんですか。

A これについては、従

来から町の活性化を
含めた提案の中で議論を
進めてきました。事業者
の考え方、また財務の内
容についても検討いただ
いたという状況です。そ
の中で、雇用効果や住民
への開放も含めて町の活
性化、地域振興に資する
という判断の基で契約を
していきたいということ
です。

(答弁：企画財政課長)

Q なぜ最初から出てき

ている一業者と契約す
るのかということを明確に
するということとは、大事だ
と思うんです。大切な町
の財産です。そこを最初か
ら案の段階から出してき
ますということでは、説明

責任を果たせないのではな
いですか。県から購入した
後、具体的な対応をとる
活用していくと思うわけ
ですが、それについてもその
部分をきちんと説明してい
く、公平公正さを保つとい
うことが、行政としての当
然の事務内容ではないで
すか。そこはもう一度、町
長に確認したいと思います。

A この契約は、賃貸契

約になると思いま
す。この賃貸をする対象
物件等の活用方法につ
いて、今まで議論をいただ
いた中で、経過を踏まえ
て事業を進めていますの
で、具体的にはこの当事
者が現在の県の学事課と学
校法人の取得について協
議を進めています。近
い将来に旧御宿高校を本
校として学校を開きたい
という考えです。そうい
う中での賃貸契約になり
ますので、随意契約とい
う形になろうかと思いま
す。

(答弁：町長)

Q 大事な問題です

ので、
学校として活用とい
うこと、ほかに活用法、同
じ学校について、広く町
民、県民等に対して、こ
の利活用について、活用
募集なりされているん
ですか。

A この間、ずっと説明を

聞いていると、この事業処
理も借入れの申し込み
があつて、ずっと協議を重
ねてきたというだけでは
ないんです。県に対し
ては確かに募集はありま
した。県の財産の中で目
的の中で売買、貸し付け
も含めてずっと協議をさ
れてきたというのは聞い
ています。ただ、町が購
入した中で、この財産に
ついてどう利活用するか
公的にいろんな事業所に
対して、求めたことはあ
るんですか。お聞きします。

A 協議会、また議会の

中で説明してきましたし
ますが、県は、一旦は競売
したいという意向があつ
た状況の中で、町はそれ
を少し待って下さいとお

願いして、大学について
の誘致活動を行ってきま
した。

Q 町の見解はあると思

うんですが、それが、
公平公正なのかというこ
とは必要だと思えます。
今後、貸し出しについて
も、手続きとすれば、そ
の担保をとるべきだと思
うんです。最終的に一事業
者しか入札がない、その
中で町の目的になかった
ところということではない
じゃないですか。

(答弁：企画財政課長)

A 町の考え方ははっきりさせておきます

が、現時点で中央高等学校という名前になっていますが、この学校、事業者とずっと協議して、それで皆さんに話をしてきました。で、会議の途中で公募というような話も出しましたが、それは、普通教室棟の活用について、今後、町が福祉の関係とかほかの面においても、公募する考えで対応していきたいという意見も会議の中で述べさせていたのですが、ここまでそういう中で三月の定例議会で県から購入する案件、予算案について承認いただき、そういう中で承認をいただいたと理解しています。

(答弁：町長)

Q 御宿高校の跡地購入と利活用について、まず、利活用について伺います。

委員会の中で、また、町長がこの間、購入の目的という中で防災対策という

ことを第一に上げておられたと理解をしています。利用計画の中に、ヘリコプターの離発着場、そして仮設住宅等が盛り込まれていたと理解をしています。

現在、御宿町では御宿台にドクターヘリの離発着場があると理解をしています。この二つですが、あくまでも緊急時の対応だということよろしいんでしょうか。図面の中では運動場、そこを利用して緊急時のヘリコプターの離発着場、また、緊急時の仮設住宅の設置とうたわわれていると思うんです。ですから、御宿高校の跡地を購入したからといって、そこをドクターヘリの離発着場に変えるということではないということ、運動場として使われるのが大前提だということよろしいですか。

平時は多目的な運動場として使う、有事の際は災害物資、救援物資の受け入れのヘリポートとして使うということ、ドクターとはまた別の考えです。

(答弁：企画財政課長)

Q 校舎棟の活用ですが、これは様々な活用法で、町も委員会には案を示して検討事項になっているのは理解しています。一つ確認ですが、これは様々な民間団体含めて利活用しないと、この教室棟について全面的に町が管理を行うということになると思うんです。それは、可能ですか。

A 検討委員会で、町の利用計画を基に検討をいただいています。普通教室棟は町が管理していくということを考えています。また、管理方法は、指定管理等も議論の余地があると思いますが、一旦は、町長から極力、現状のまま貸し出して、経費のかからない状況で貸し出していくということとで指示をいただいています。

(答弁：企画財政課長)

Q 最終的に最低限の改修工事も必要です。今だつて、トイレ、水、電気使えるのですか、そういうことも含めて、あと防災上の問題も指摘されています、学校施設とそれ以外の施設は防災上も違うということよろしいですか。

そんなことも含めて、最低限の管理はどうしても必要なわけじゃないですか。最低限、全くゼロということはないと思いますが、でも、ゼロも想定して、ゼロの場合どうなるのかということだと思つのですが。

A 普通教室棟は、町が基本的に管理しますが、防災機能としての備蓄倉庫とか、コミュニティ活動としての地域のサークル活動とか、図書室機能の利活用もありですが、民間が1階、または2階だけということなども協議いただいています。管理というのは、結局施設は誰がするのかとか、次にどういう形で清掃とか、補修を

するとかということではないかと思いますが、町が活用する部分は、それに応じて、例えば図書室機能として広々と使う場合は、利用者もかなり予想されますので、担当者を置かなくては行けない、そういうことでこれからの利活用に応じて対応を図っていくという考えです。

(答弁：町長)

Q 先ほどの契約の土地の利用については、が、土地建物の賃貸は財務規則しかないと伺っています。これ、今言っていることと逆の立場になるかもわかりませんが、御宿町は定住化促進ということで、様々な施策を打ち出しています。また、町長も御宿に適した環境に合う企業誘致を目指しているという考えも示されています。若者の定住化についても、近隣の市町村を初め、さまざまな施策を打っています。こうした施策誘導のた

め土地建物に対する規則、こうしたものも、新たに設ける必要があるのではないかと考えるんです。これについてどう考えるのか、この機会ですでお聞かせ願います。

A 町は企業誘致条例等について整備されていません。そのために、財務規則に沿って事例についての賃貸借契約を結ぶという状況になっています。

一方、他町の例を見ますと、企業誘致雇用の面とか地域活性の面で条例制度を整備しています。大多喜町は、雇用について従業員一人当たり幾らという制度、また勝浦市は、議決事件を外して条例で企業誘致を行っているという制度の整備をしていて、特別養護老人ホーム等について誘致を行っています。

アンケートをしてみますと、雇用の場の確保について、かなりの要望が上がっています。

(答弁：企画財政課長)

県教委の岬高校、大原高校、勝浦若潮高校の三校の統合計画について

Q 高校統廃合の問題ですが、御宿町にも

区長会、そして漁業関係者、農業関係者により要望書も県教育委員会に上げたところです。その数は四万を超えたと伺っています。住民の半数を超える要請がされたということですが、三月に行われた県教委では、残念ながら三校を二校へ統合するという計画になったようです。この

県教委の今般の計画について、町としての評価、受け止めについて伺います。

A 県立岬高校、大原高校、勝浦若潮高校の三校の統廃合計画は、平成二十三年十一月に県立高等学校改革推進プランの中で公表され、その後、地域社会に与える影響が多々であることから、各関係機関から見直しの要望が提出され、勝浦若潮高校の海洋科学科、岬高

校の園芸科を存続させるとともに、岬高校の農場及び若潮高校の実習場を活用しつつ、統合を進めるといふ形に修正されました。今後、進学など中学生等影響がありますので、県教委の今後の計画、また統合後の環境変化等について中学校、保護者へ周知を図っていききたいと考えています。

(答弁：教育課長)

国保の広域化について

Q 国保の広域化ということ

ことで事務が進められ、実務担当者会議も県内で開かれたと伺っていますが、どういう内容になっていますのか、計画の概要とまた町の影響について伺います。

A 計画の概要としては、大きく三点です。

一点が、市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成二十二年

度から平成二十五年までの暫定措置となっていた市町村国保の財政基盤強化策を恒久化する。二点目が、市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成二十七年

度から

平成二十七年

度から

平成二十七年

度から

平成二十七年

度から

平成二十七年

度から

府県単位の推進は、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担する事業をすべての医療費に拡大することによる保険料の負担の増減という形が懸念されることは考えられると思います。

財政調整機能の強化で

は、定率国庫負担を三十四パーセントから三十二

パーセントに二パーセント引き下げ、都道府県調

整交付金を二パーセント引き上げること、医療

水準や所得水準の不均衡調整や地域の特別事情

への対応としています

が、国の二十四年度当初

予算における医療給付費

等、総額を約十一億一千万円と想定した試算によるもので、今後の後期高齢者医療制度との関連や、高度医療の増加傾向など、医療給付費の伸び方によつては厳しい状況も想定されるのではないかと

思われます。

また、財政運営の都道

Q 本年度の国保の税率ですが、先般、協議

会が開かれたと聞いていますが、今日の議案を見ますと、税の改定に係る部分の案が出されていない。本年度の負担状況、税率の変更はあるのかどうかについて、確認をしたいと思

います。

A 今年度の国保税とい

うことで、税率につ

いての改正はありません

。給付費の伸びが想定されるという中ではあります

が、見込みを上回る繰越

金と基金の状況というこ

とを踏まえ協議をさせて

いただきまして、本年度

津波対策など防災について

Q 特に、夏の観光シーズンへの対応について、説明願

います。

A 夏期シーズンにつ

いては、昨年は海開き、プール開きを利用して津

波災害を想定した海水浴客や監視員、海岸売店の

就業者の避難訓練を実施

しました。

今年、津波災害に備

え、協定を締結している

津波一次避難ビルへの避難訓練、避難誘導訓練を

実施する予定です。対象者は、昨年と同様で、海水浴客や監視員、海岸売店の就業者。監視員の避難誘導は、制限時間を設け、その後は避難者となる

ものです。

具体的内容は、七月十四日、十時半に震度五強の地震発生という想定の中で訓練を考えています。

Q 観光客というのは町外の方です。当然リピーターもいますので、昨年度参加された方も今年もいるのかなとは思いますが、現実的には大分少ないのではないかと思うわけです。そうした場合に、こうした町外の方々に防災情報をどう発信するの課題だと思えます。

そういう面では、きのうも提案ありましたが、情報提供の手段としますと、インターネットを活用するのが最も効果的であると理解しています。特に、この四月から、ツイッターでの活用が始まったと聞いています。

このツイッターは、一般広報、それから観光情報のたしか今、二チャンネルあるように理解しています。これ、何回か見せていたのですが、特にこの間、防災安全情報は、出されていたのかよくわからないんですが、私自身は確認できていないんです。やはり防災安全情報、国も

このツイッターでの活用を推奨していますので、ぜひ防災関係もツイッターの活用をしていただきたいと思います。

A 町では今回の震災を教訓にし、情報伝達手段の充実に努めています。町外からの来訪者向けの情報手段としては、エリアメールの導入について、具体的な作業に入っています。夏期シーズンまでの導入について、進めています。これが導入できると、配信可能な項目としては十五種類の情報が流れることとなります。主なものは、津波警報とか避難勧告、避難指示、土砂災害警報情報などが流されるようになります。ツイッター等については、アイパッド等導入できましたので、これを使えば瞬時にその情報を伝達できます。

(答弁：総務課長)

Q 御宿町のホームページ中で、町外の方は安全安心をクリックされると思うんです。ここをクリックされると、御宿町新ハザードマップ、災害に備えた飲料水の確保について、あと、全国避難者情報システム、そんなところですか。

それから、総務課のページもまた見られるわけですが、御宿町津波ハザードマップ、土砂災害危険箇所、災害に備えた飲料水の確保についてだけになっています。

これ、安全安心なんです。御宿町津波ハザードマップが最近作られたと思いますが、これが安全安心のページに載っていないんです。

そういうことも踏まえて、一元化する必要があると思うんです。この地震災害等は一番大事な問題でありますので、その辺をもう少し見やすく、すぐにその情報にたどり着くようにすべきだと思います。

この津波ハザードマップ、地図が出るんですが、その地図は、パソコンじゃないと表示できないというプログラム形式になっています。それで、スマートフォンとかタブレットとか簡易型のもの、それから地デジテレビもインターネット受信できますが、地デジも簡易の表示システムなどで、こうした高機能のプログラムは実施できないんです。

せつかく御宿町に来て、津波ハザードマップはどのようになっているの、緊急の場合、どこに逃げたらいのといっても、スマートフォンでは見られないんです。これは、やはり早急に対応をとっていただきたいと思うんです。

御宿町のホームページですが、四百周年とかイベントがトップで画像表示されているのが実態だと思えます。総合計画の中で、こうした施策を進める上においても、防災問題、安全安心というの

は町づくりの基本だということ、町長はきのうおっしゃられました。御宿町はきちんと取り組んでいるということも、文字も含めて、映像で写真でもいいですから、もっと大きく表示したらどうなんですか。それが観光への一番安心安全の情報発信になるんじゃないですか。この房総地域、どこに行こうか、海水浴場ずっとたくさんあります。御宿町を選ぼうとするんじゃないですか。まず、その町の基本姿勢というのを、まず私は正



▲御宿小学校、保育所の避難訓練

すべきだと思うのですが、これについてはいかがですか。

A 津波ハザードマップについて、トップページに載せ改善はしたんですが、町外の方からの検索が難しいのではないかと、指摘ですので、今後、早急な改善に向けて検討を進めていきたいと思えます。

町の防災訓練であるとか、タイムリーな情報の伝達は、町長からもそのような指導を受けていて、四月から広報の中に防災の



▲指定ごみ袋制移行に伴う住民説明会（浜区）

指定ごみ袋制への移行について

Q 既に説明会が開催されていると思いますが、実施状況と参加者数、主な質問、そして十月一日には完全実施という計画だと理解していますが、それに向けて町民理解の浸透度をどのように考えているのかについて伺います。

ページを確保し、六月号で防災訓練等については掲載する予定です。

また、町の広報、ホームページからも閲覧ができますので、今後充実に努めていきます。

（答弁：総務課長）

A 三月十一日以降の観光パンフレットは、すべて避難所等が掲載されています。また、その間、各案内所、それぞれ、これ海水浴場に限ってですが、海水浴場のエリアとしては、浜、中央、岩和

田という三つのエリアがありますので、それぞれのエリアごとに避難所等の周知用の地図等を昨年掲載していますが、引き続き掲載していきます。また、ガイドブックの中の食堂マップ等には避難所の位置を載せてありますので、一定のデジタルの中でPDF化されていますので、来た方たちが利用できるような状態に なっています。

（答弁：産業観光課長）

A 十一日の須賀地区から始まり、昨日の実谷の七本地区まで住民説明会を六回開催しました。約二百十人の参加をいただいています。あと四地区を残して住民説明会を引き続き開催したいと思います。

主な質問内容は、指定ごみ袋の使用方法、例えばレジ袋に小分けに入れてよいのか、袋のままポリバケツで出してよいのかという質問から、通行者が放置するポイ捨てごみ対策、さらに別荘の方に対する周知について、カラスや動物対策について、また、これまでの町民清掃用の袋の配布は今後どうなるのか、そういう質問のほかにも、従来からの分別方法についても多くの質問がありました。

それから、理解の浸透度ですが、説明会に出席いただいた方には、一定の理解はいただけたと思いますが、説明会により、先ほどの多かった質問等、整理する必要があると思っています。

整理した上で、再度、環境ニュース、それから周知看板等で周知を行っていきたくと考えています。

（答弁：建設環境課長）

Q 目的を限定した説明会ですので、来ていただく方は非常に意識が高い方、日ごろから協力をいただいている方だと思っと思っています。

これ、本当に大きな制度改正になると思うんです。すぐ広域になるかと

いうことでもないわけですね。当面、町が単独で行う。たしか収集は、引き続き広域後も町が単独で行うという協議内容だと伺っています。

そうした中で、町民の協力をどう得ていくかというところが、大事な課題だと思います。

現実的にはごみ収集場の近くの方々に、協力をいただくのが、一番よいのではないかと思うんです。この場合も、ただ単にお願いだけではなくて、それに対する一定の報酬が必要だろうと思うんです。

例えば、指定袋を幾つかそこに置いていただいても、もし指定袋で入っていなかった場合は、その方と相談して、それに入れていただいても、次はきちんと指定袋にしていたかどうかということでも構わないと思うんです。不法投棄された場合について、御宿町は観光の町ですから、ごみを長時間路上にさらしておくことは、な

じまないと考えますので、やはりその辺の柔軟性を持ちながら、対応をとる必要があると思いますが、それについて、どうですか。

A 町民の協力がまず必要だと思っています。その次には、集積場周辺の排出者の方のグループといった単位での協力が必要だと思われれます。さらに、区全体でも協力をいただきながら、ご指摘の発生状況に対して、個別に検討しながら対応していきたいと思っています。

（答弁：建設環境課長）

次回定例会

9月中旬予定

次回の定例会、臨時会については町ホームページ等でお知らせいたします。

第2回 定例会

日程第2号（6月19日）

報告、専決処分、財産の取得、条例の制定や改正、特別会計補正予算、契約の締結について審議し、承認、可決されました。

報告

繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行例第百四十六条第二項の規定により報告するものです。
天の守地先の町有地における谷津の土砂崩落による修復、旧御宿高校跡地購入に係る費用、国の第三次補正予算の採択を受け、災害対策として、デジタル簡易型無線機を消防車、各避難所、自主防災会等への配備。また、昨年十月の大雨により、上布施立山地先の道路の路肩が崩壊したことに伴う復旧工事費について繰越を行いました。
繰越明許費の総額は四千八百六十六万七千円となります。

事故繰越し繰越計算書について

事故繰越し繰越計算書について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定により、地方自治法施行例第五十条第三項の規定において準用する第百四十六条第二項の規定により報告するものです。
子ども手当システム改修事業については、第一回定例会において、補正予算は承認されましたが、国の制度法案の成立が年度末になり、明確な指針が示されなかったため、システム構築において基幹系システムとの連携に時間を要したことから事故繰越しを行いました。
事故繰越し額の総額は六百五万五千二百円となります。

専決処分

御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について

震災特例法の一部を改正する法律が、平成二十四年十二月十四日に公布され、地方税法等の関係法令が整備されたこと、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成二十四年三月三十一日に交付されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例を三月三十一日に専決処分（※）しました。

主な改正内容は、地域決定型地方税制特例措置の導入や、東日本大震災に係る特例措置の期限の延長です。

御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

震災特例法の一部を改正する法律が、平成二十四年十二月十四日に交付され、地方税法等の関係法令が整備されたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を三月三十一日に専決処分しました。

主な改正内容は、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の追加です。

（※）専決処分とは…

議会が議決又は決定すべき事件について、法定事由に該当する場合及び議会の議決により委任された場合に、長が議会に代わってこれを処分することをいう。

《取得した財産について》

【契約の相手方】

千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県知事 鈴木栄治

【取得価格】 37,080,000円(税込)

【取得理由】

取得用地は、高台に位置し、広大な面積を有していることから、有事の際の住民避難所や仮設住宅の設置場所、災害救援物資の受入れのヘリポートなど、防災施設の用途として活用するため取得する。

また、平時には住民のコミュニティ施設としての利用や一部を民間誘致施設として活用することで、定住化対策や地域経済への波及効果、雇用対策を含め、地域の活性化を図る。



▲旧御宿高校跡地

【土地】

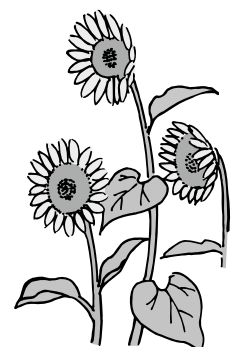
土地の所在	地番	地目	地籍(m ²)
久保字北亀ノ越	1473番4	学校用地	2,151
久保字向井	1486番1	同上	23,928
久保字向井	1502番	同上	426
久保字廉ノ輪	1528番1	同上	32,700
久保字下六反目	1573番	同上	122
須賀字下六反目	1623番	同上	221
須賀字向山	1670番	同上	148
須賀字向山	1671番	同上	79
合計			59,775

【建物】

建物の住所	種類	構造	延床面積(m ²)
久保字廉ノ輪 1528番	校舎	鉄筋コンクリート造4階建	3,513.49
	同上	同上	2,900.26
久保字向井 1486番1	同上	鉄筋コンクリート造平屋建	561.53
	倉庫	同上	20.00
久保字向井 1502番	同上	コンクリートブロック造平屋建	19.23
	同上	コンクリートブロック造2階建	71.74
	同上	同上	71.74
	同上	鉄筋コンクリート造平屋建	28.58
	同上	同上	25.46
同上	同上	軽量鉄骨造平屋建	113.03
合計			7,325.06

財産の取得

第一回定例会で可決された、旧御宿高校の購入について、五月二十九日に県との仮契約をいたしましたので、本契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めました。



条例制定

御宿町東日本大震災復興基金条例の制定について

千葉県東日本大震災市町村復興基金から交付される「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金を、基金による複数年での運用をはかることが可能であることから、財源の効果的活用を目的として本条例を制定しました。

条例改正

御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の一部が、平成二十四年七月九日から施行されることに伴い、外国人登録に関する用語の見直し、外国人住民による印鑑登録に関する規定について所要の整備を行うことから、町印鑑条例の一部を改正しました。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例に係る用語の訂正等について改正しました。

補正予算

平成二十四年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

地域包括支援センターで使用している公用車が、経年劣化により不具合が生じることから、新車を購入するための補正を行いました。

歳入歳出それぞれ百一十万円を増額し、予算総額を八億三千四百四十五万八千円とするものです。

契約の締結

御宿町立御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事請負契約の締結について

契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき議会の議決を求めました。

【契約金額】 五億四百万円（内消費税二千四百万円）

【契約の相手方】 千葉県船橋市宮本四一七—三
京成建設株式会社

【工期】 平成二十四年六月二十日から
平成二十五年三月二十二日まで

平成24年度御宿町一般会計補正予算（第1号）について審議しましたが、賛成少数により否決。追加議案として提出された平成24年度御宿町一般会計補正予算（第2号）を審議、全員の賛成により可決されました。

否決

平成二十四年度御宿町一般会計補正予算（第一号）

可決

平成二十四年度御宿町一般会計補正予算（第二号）

東日本大震災からの復興に向け、県において「千葉県東日本大震災市町村復興基金」が設けられたことから、基金から市町村に分配される交付金を原資とした新たな基金への積立てについて、また、基金設置の趣旨に基づき、防災対策強化のための災害備蓄品の購入。安全安心観光振興対策としてのキャンペーン経費、県の緊急雇用創出事業を活用した海水浴場の安全対策強化、亀田医療大学設立整備事業補助金等について追加補正を行うもので、歳入歳出それぞれ五千四百五十万円を追加し、予算総額を三十五億四千四百五十万円とするもでしたが、審議の結果、賛成少数のため否決となりました。

補正予算の審議の結果は、賛成少数のため否決となった平成二十四年度一般会計補正予算（第一号）から、亀田医療大学設立整備補助金を削除したものを第二号として、同日提案されましたが、内容が変更されているため、一事不再議（※）にはあらず、追加議案として審議し、全員の賛成により可決されました。歳入歳出それぞれ四千四百六十八万五千円を追加し、予算総額を三十五億三千四百六十八万五千円とするものです。



▲全国統一土砂災害訓練（高山田区）

（※）一事不再議とは…

同一会期中に一度議決された事件については、再び審議をしないとの議事運営のことをいう。（一事不再議の原則）



▲海水浴場（メキシコ記念公園からの眺望）

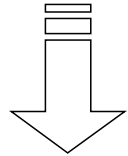
※意見書の内容は要約して掲載しています。

意見書の採択を求める請願書が2件提出され、町議会はこれを審議、採択しました。
直ちに意見書の提出についてを発議、可決し、この意見書は各関係大臣へ提出しました。

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

請願者 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会
紹介議員 大野吉弘 議員

採 択



可 決

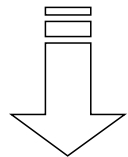
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

提出者 大野吉弘 議員 / 賛成者 石井芳清 議員
教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、
そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。制度の堅持を強く要望し、
意見書を提出するものです。

「国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

請願者 子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会
紹介議員 大野吉弘 議員

採 択



可 決

国における平成25年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

提出者 大野吉弘 議員 / 賛成者 石井芳清 議員
教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。
しかしながら、子どもたちをとりまく環境は、社会の変化とともに様々な問題・
課題を抱えており、子どもたちの健全育成と豊かな教育を実現させるため意見書
を提出するものです。

議員研修会を行いました！

夷隅郡町村議会議長会 主催

平成24年6月20日（水）大多喜町役場大会議室において、議員研修会が開催されました。

講師に地方議会改革の実践面で活躍する専修大学法学部教授の小林弘和氏を迎え、テーマを「分権時代における地方議会の役割」とし、分権時代に求められる自治体・議会の変革と課題、これからの議会・議員のあるべき姿について等の講演をいただきました。参加議員より積極的な質問がされ、議会議員としての資質向上に努めました。



▲講演される小林教授



▲質疑では積極的に質問を行いました。

【講師氏名】 小林弘和（コバヤシ ヒロカズ）
 【講師略歴】
 1951年 埼玉県生まれ。
 1975年 早稲田大学政経学部政治学科卒業。
 1978年 早稲田大学大学院政治学研究所修士課程修了。
 1984年 成蹊大学大学院法学政治学研究科博士後期課程を修了。
 その後、成蹊大学法学部講師、大東文化大学法学部講師、
 東海大学政経学部講師、専修大学法学部講師などを歴任。
 1989年 専修大学法学部助教授。
 1995年 同教授。
 現場主義をモットーに全国各地の自治体を訪れ、具体的な行財政改革の実践や公募制補助金委員会委員長等の役職にも就任。

議会議員活動情報

(平成24年5月～7月)

町議会議員の出席した本会議・委員会・協議会・行事などを紹介します。

5月

- 7日 議会だより編集委員会
- 9日 議会改革と政策提言委員会(第5回)
- 15日 民生委員推薦会
- 17日 町観光協会総会
- 18日 中山間地域総合整備事業実行委員会通常総会
- 21日 教育民生委員会協議会(第2回) / 農業委員会
- 24日 例月出納検査 / 町商工会総会
- 25日 町普通町有財産活用検討委員会 / 議会改革と政策提言委員会(第6回)

6月

- 5日 議員協議会(第8回) / 教育民生委員会協議会(第3回)
- 6日 いすみ鉄道対策協議会 監査
- 7日 議会運営委員会(第3回)
- 13日 町普通町有財産活用検討委員会(第2回) 野沢委員会 / おんじゅくDE元気 通常総会
- 15日 議会運営委員会(第4回) / 議会改革と政策提言委員会(第7回)
- 18日 定例会(第2回) 日程第1号 / 議員協議会(第9回)
- 19日 定例会(第2回) 日程第2号 / 議員協議会(第10回) / 議会運営委員会(第5回)
- 20日 いすみ鉄道対策協議会 / 夷隅郡町村議会議長会議員研修会
- 21日 例月出納検査 / 農業委員会

- 22日 災害対策講演会
- 24日 千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会
- 25日 プール運営委員会 / 産業建設委員会協議会(第2回) / 広域市町村圏事務組合 監査
- 26日 国保国吉病院組合 監査
- 28日 花火大会実行委員会 / 国際交流協会 総会

7月

- 6日 町総合計画策定委員会
- 10日 御宿中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事安全祈願祭
- 11日 水道事業会計 決算審査
- 12日 健全な家庭づくりと青少年非行防止夏休み対策地区懇談会
- 13日 町行政改革推進住民懇談会
- 14日 海・プール開き修祓式 / 防災訓練
- 17日 町普通町有財産活用検討委員会 / 議会改革と政策提言委員会(第8回)
- 20日 広域市町村圏事務組合 監査 / 農業委員会
- 22日 町総合計画策定懇談会
- 23日 例月出納検査
- 24日 決算監査
- 25日 広域市町村圏事務組合 全員協議会
- 26日 国保国吉病院組合 監査
- 27日 議会改革と政策提言委員会(第9回)
- 30日 布施学校組合 監査
- 31日 いすみ警察署管内防犯組合連合会 総会

*町ホームページでは、トップページ、課の紹介・議会事務局から議会スケジュールや議会情報等がご覧いただけますので、ご利用ください。 町ホームページアドレス <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

編集後記

ロンドンオリンピックの熱気も去り、秋風が心地よく感じられます。六月議会において、中学校屋内運動場及び柔剣道場改築工事請負契約、県有地(旧御宿高校跡地)の取得が議決されました。

体育施設は、二か年の継続事業です。今年度の卒業式は新しい体育館で出来る予定です。グラウンド、テニスは順次整備されます。

また、高校跡地は、災害拠点の活用を含めて、住民の福利厚生のために活用されます。

議会の議決に付すべき工事請負契約は予定価格五千万円以上、不動産の取得は予定価格七百万円以上です。

編集委員長 瀧口 義雄